



# 鳥取県公報

平成12年3月31日(金)

号外第26号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

- ◇ 規 則 鳥取県事務処理権限規則の一部を改正する規則（職員課） ..... 1

### ——公布された規則のあらまし——

◇鳥取県事務処理権限規則の一部を改正する規則

1 法令等の制定改廃等による改正

地方分権の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の制定など、根拠法令の制定改廃等により所要の規定の整備をすることとした。

2 権限配分の見直しによる改正

(1) 次に掲げる部長専決事項を知事決裁に改めることとした。

- ア 私立学校法に基づく学校法人の寄附行為の認可、解散の認可、合併の認可並びに解散命令
  - イ 宗教法人法に基づく宗教法人の規則の認証、認証の取消し、合併の認可並びに解散命令の請求
  - ウ 地方自治法に基づく市町村の一部事務組合の設立の許可、解散の届出の受理並びに事業団の設置の認可
  - エ 公有地の拡大の増進に関する法律に基づく市町村の土地開発公社の設立の認可並びに解散の認可
  - オ 医療法に基づく医療法人の設立の認可、認可の取消し、解散の認可並びに合併の認可
  - カ 特定非営利活動促進法に基づく特定非営利活動法人の設立の認証、認証の取消し、解散の認可並びに合併の認証
  - キ 消費生活協同組合法に基づく消費生活協同組合の設立の認可、解散の認可、合併の認可並びに解散命令
  - ク 環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律に基づく環境衛生同業組合の認可並びに解散命令
  - ケ 中小企業団体の組織に関する法律に基づく協業組合の設立の認可
  - コ 中小企業等協同組合法に基づく協同組合の設立の認可、火災共済協同組合等の解散の認可、協同組合の合併の認可並びに中小企業団体中央会の設立の認可
  - サ 商工会法に基づく商工会の設立の認可並びに認可の取消し
  - シ 商店街振興組合法に基づく商店街振興組合の認可並びに合併の認可
  - ス 職業能力開発促進法に基づく職業訓練法人の設立の認可並びに認可の取消し
  - セ 農業災害補償法に基づく農業共済組合の設立の認可、解散の議決の認可、合併の認可並びに解散の命令
  - ソ 農業協同組合法に基づく農業協同組合の設立の認可、認可の取消し、解散の議決の認可並びに合併の認可
  - タ 森林組合法に基づく森林組合の設立の認可、解散の決議の認可並びに合併の認可
- (2) その他
- ア 地方機関が管理する軽易な行政財産の使用許可の更新を地方機関の長の委任決裁事項等とすることとした。

イ 麻薬及び向精神薬取締法に基づく麻薬の廃棄届出の受理を保健所長の委任決裁事項とすることとした。

ウ 農業振興地域の整備に関する法律に基づく農用地区域内の開発行為の許可等を地方農林振興局長の委任決裁事項とすることとした。

エ 農地法に基づく農地転用のうち、2千平方メートル未満の転用許可等を地方農林振興局長の委任決裁事項とすることとした。

オ 青年の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法に基づく就農計画の認定等を地方農林振興局長の委任決裁事項とすることとした。

カ 建設業法に係る変更事項等の届出の受理を土木事務所長の委任決裁事項とすることとした。

キ 海岸法に基づく海岸保全施設の工事の設計の承認等について5千万円未満の工事に係るものを土木事務所長及び鳥取港湾事務所長の委任決裁事項とすることとした。

### 3 組織改正による改正

組織改正に伴い所要の規定の整備をすることとした。

### 4 施行期日等

(1) この規則は、平成12年4月1日から施行することとした。

(2) 鳥取県公有財産事務取扱規則について、所要の改正を行うこととした。

## 規則

鳥取県事務処理権限規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成12年3月31日

鳥取県知事 片山善博

### 鳥取県規則第15号

#### 鳥取県事務処理権限規則の一部を改正する規則

鳥取県事務処理権限規則（平成8年鳥取県規則第32号）の一部を次のように改正する。

第1条中「地方機関等」を「地方機関」に改める。

第2条第4号中「地方機関等」を「地方機関」に改め、同条中第12号及び第13号を削り、同条第14号中「広報室」を削り、「行政体制整備室」の次に「、分権推進室、国内交流推進室」を、「人権施策推進室」の次に「、介護保険室」を、「環境計画室」の次に「、県民活動推進室」を加え、「、技術開発室」を「、企業立地推進室、観光宣伝室、雇用政策室、団体検査室」に改め、「、団体指導室」を削り、「高速道路推進室」の次に「、緑地公園室、下水道室」を加え、同条中同号を第12号とし、以下2号ずつ繰り上げる。

第4条第1項及び第5項中「地方機関等」を「地方機関」に改める。

第6条中「地方機関等」を「地方機関」に改める。

第8条第1項の表中「本庁又は地方機関等の別」を「本庁又は地方機関の別」に改め、2の項を次のように改める。

2 地方機関	1 次長、副局長 又は副所長及び 課を置く地方機 関の長	次長、副局長又は 副所長	主務課長
--------	---------------------------------------	-----------------	------

2 次長、副局長 又は副所長を置く地方機関の長	次長、副局長又は副所長	
3 課を置く地方機関の長	庶務に関する事務を行う課長	主務課長
4 1から3までに掲げる地方機関以外の地方機関の長	地方機関の長があらかじめ定める上席の吏員	

第9条中「地方機関等」を「地方機関」に改める。

第11条（見出しを含む。）中「地方機関等」を「地方機関」に改める。

別表第1中 「

地方機 関等の長	地方機 関等の長
-------------	-------------

」 を 「

地方機 関の長	地方機 関の長
------------	------------

」 に改め、同表一の項中6を削り、7を6とし、6の次に次のように加える。

7 鳥取県情報公開条例（平成12年鳥取県条例第12号）に規定する知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの (一) 同条例第7条の規定による公文書の開示請求に対する決定並びに期間の延長及び期間の延長の特例の決定 (1) 本庁が保有している公文書に係るもの イ 重要なもの ロ 軽易なもの (2) 地方機関が保有している公文書に係るもの (二) 同条例第39条第3項の規定による出資法人に対する指導							
--	--	--	--	--	--	--	--

別表第1八の項6中「使用許可」の次に「及び行政財産の使用料の減免」を加え、「1月以上のもの」の次に「であって、新規の許可に係るもの」を、「1月末満のもの」の次に「及び使用期間が1月以上のものであって、更新に係るもの」を加え、同項中7を削り、8を7とし、9から13までを1ずつ繰り上げる。

別表第2中	事務処理権限の区分					地方機関等の長の名称	事務処理権限の区分			
	知事	専決権者		委任決裁権者	地方機関の長		専決権者		委任権者	
		部長	課長	地方機関等の長			地方機関等の長	部長	課長	地方機関の長

決裁 機関 地方機関の長の名称 に改め、同表県民室の項を削り、同表総務課の項第4号5を次のように改める。

5 同法第31条第1項の規定による学校法人の寄附行為の認可	<input type="radio"/>				
-------------------------------	-----------------------	--	--	--	--

別表第2 総務課の項第4号9を次のように改める。

9 同法第50条第2項の規定による学校法人の解散の認可又は認定	<input type="radio"/>				
---------------------------------	-----------------------	--	--	--	--

別表第2 総務課の項第4号11を次のように改める。

11 同法第52条第2項の規定による学校法人の合併の認可	<input type="radio"/>				
------------------------------	-----------------------	--	--	--	--

別表第2 総務課の項第4号15を次のように改める。

15 同法第62条第1項の規定による学校法人の解散命令	<input type="radio"/>				
-----------------------------	-----------------------	--	--	--	--

別表第2 総務課の項第9号2を次のように改める。

2 同法第14条第1項の規定による宗教法人の規則の認証に関する決定	<input type="radio"/>				
-----------------------------------	-----------------------	--	--	--	--

別表第2 総務課の項第9号4を次のように改める。

4 同法第39条第1項の規定による宗教法人の合併の認証の決定	<input type="radio"/>				
--------------------------------	-----------------------	--	--	--	--

別表第2 総務課の項第9号8及び9を次のように改める。

8 同法第80条第1項の規定による宗教法人の認証の取消し	<input type="radio"/>				
9 同法第81条第1項の規定による裁判所に対する宗教法人の解散命令の請求	<input type="radio"/>				

別表第2 総務課の項の次に次の1項を加える。

県民室	一 鳥取県個人情報保護条例に基づく知事の権限に属する事務	1 同条例第32条第1項の規定による事業者が個人情報を取り扱う際に準拠すべき指針の作成	<input type="radio"/>					
		2 同条例第32条第2項の規定による指導又は助言		<input type="radio"/>				
		3 同条例第33条第1項の規定による報告又は資料の提出の要求		<input type="radio"/>				

	4 同条例第33条第2項の規定による報告又は資料の提出をしない旨の公表	<input type="radio"/>				
	5 同条例第34条第1項の規定による事業者に対する是正の勧告	<input type="radio"/>				
	6 同条例第34条第3項の規定による勧告に従わない旨の公表	<input type="radio"/>				
二 鳥取県情報公開条例に基づく知事の権限に属する事務	1 同条例第37条第2項の規定による会議の公開に関し準拠すべき指針の作成	<input type="radio"/>				

別表第2税務課の項第1号中12及び13を削り、14を12とし、15から21までを2ずつ繰り上げ、同項第2号中「昭和29年5月」を「昭和29年」に改め、5から8までを削り、4の2を5とし、4の3を6とし、9を7とし、10を8とし、同項中第7号を削り、第8号を第7号とし、第9号から第11号までを1号ずつ繰り上げ、同表市町村振興課の項第1号1中「第245条」を「第252条の17の5第1項」に改め、「又は監査の実施」を削り、同号2中「第246条」を「第252条の17の6第2項」に、「報告の微収、書類等の微収又は実地視察若しくは出納の検閲」を「実地検査」に改め、同号中3を削り、4を3とし、5から10までを1ずつ繰り上げ、同号11中「第255条の4」を「第255条の5」に改め、同号中11を10とし、12を11とし、11の次に次のように加える。

12 同法第284条第2項の規定による市町村の一部事務組合の設立の許可	<input type="radio"/>					
-------------------------------------	-----------------------	--	--	--	--	--

別表第2市町村振興課の項第1号13を削る。

別表第2市町村振興課の項第1号中13の2を13とし、13の3を13の2とし、同号16を次のように改める。

16 同法第288条の規定による市町村の一部事務組合の解散の届出の受理	<input type="radio"/>					
-------------------------------------	-----------------------	--	--	--	--	--

別表第2市町村振興課の項第1号18中「認可」を「同意」に、「許可」を「同意」に改め、同号20を次のように改める。

20 同法第298条第2項の規定による市町村の事業団の設置の認可	<input type="radio"/>					
----------------------------------	-----------------------	--	--	--	--	--

別表第2市町村振興課の項第1号21中「市町村の事業団の設置、」を削り、同項第2号中1を削り、同号2中「174条の5」を「174条の6第3項」に、「自治紛争調停委員」を「自治紛争処理委員」に改め、同号中2を3とし、3の前に次のように加える。

1 同令第174条の6第1項の規定による事件を調停に付すことが適当でないと認めるときの当事者への通知	<input type="radio"/>					
2 同令第174条の6第2項の規定による事件	<input type="radio"/>					

を自治紛争処理委員の調停に付したときの告示及び当事者への通知					
--------------------------------	--	--	--	--	--

別表第2市町村振興課の項第4号2中「第37条」を「第37条第1項」に改め、同号中2を5とし、5の前に次のように加える。

4 同法第31条第4項の規定による主務大臣に対する助言又は勧告の要求	<input type="radio"/>				
------------------------------------	-----------------------	--	--	--	--

別表第2市町村振興課の項第4号中1を3とし、3の前に次のように加える。

1 同法第30条の22第2項の規定による指定情報処理機関に対する指示	<input type="radio"/>				
2 同法第30条の23第2項の規定による指定情報処理機関への報告の要求及び立入検査	<input type="radio"/>				

別表第2市町村振興課の項第5号3中「第67条第2項」を「第67条第5項」に改め、同項第8号2中「第7条第2項」を「第7条」に改め、「により知事の権限に属するものとされた同条第1項の規定」を削り、同項11号1中「第13条の2第1項」を「第13条第1項」に、「第3条第4項において準用する同条第1項又は第5項」を「第22条第3項において準用し、同項の規定により読み替える同法第3条第5項前段の規定及び同法第22条第4項において準用し、同項の規定により読み替える同法第3条第1項」に、「承認」を「同意」に改め、同号中3及び4を削り、同号5中「承認」を「同意」に改め、同号中5を3とし、同項第12号1中「第13条の2第3項から第5項まで」を「第13条第4項、第5項及び第7項」に改め、同号2の次に次のように加える。

3 同令第15条の規定による地方財政再建促進特別措置法又は同令の規定に基づいて自治大臣に提出すべき書類の受理並びに当該書類及びその意見の自治大臣への提出	<input type="radio"/>				
--	-----------------------	--	--	--	--

別表第2市町村振興課の項第14号1中「及び意見」を削り、同号3の次に次のように加える。

4 同法第17条の3第2項の規定による市町村の交付税の額の算定に用いた資料の検査及びその結果の自治大臣への報告		<input type="radio"/>			
---	--	-----------------------	--	--	--

別表第2市町村振興課の項中第15号を削り、第16号を第15号とし、第17号を第16号とし、同項第18号中1を次のように改める。

1 同法第10条第2項の規定による市町村の土地開発公社の設立の認可	<input type="radio"/>				
-----------------------------------	-----------------------	--	--	--	--

別表第2市町村振興課の項第18号5を次のように改める。

5 同法第22条第1項の規定による市町村の土地開発公社の解散の認可	<input type="radio"/>					
-----------------------------------	-----------------------	--	--	--	--	--

別表第2市町村振興課の項中第18号を第17号とし、同項に次の1号を加える。

十八 地方財政法（昭和23年法律第109号）に基づく知事の権限に属する事務	1 同法第33条の7第4項の規定による市町村債の起債及び起債方法等の変更の許可		<input type="radio"/>			
---------------------------------------	---	--	-----------------------	--	--	--

別表第2国際課の項第1号から第3号までの規定中「中部県税事務所長」を「中部県民局長」に改め、同項中第4号から第7号までを削り、第8号を第4号とし、同表公園都市政策課の項及び女性青少年課の項を削り、同表福祉保健部共通の項第1号1中「及び児童家庭課」を「、子育て支援課及び健康対策課」に改め、同表福祉保健課の項第1号中「児童家庭課」を「子育て支援課」に改め、同号1中「第13条第9項」を「第13条第8項」に、「承認」を「同意」に改め、同項第10号中「平成8年6月」を「平成8年」に改め、同号2中「、米子市及び境港市の区域」を「及び米子市の区域に係るもの並びに倉吉市及び境港市の区域内のものであって、建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項第4号」に改め、同号の次に次の27号を加える。

十一 恩給給与細則（昭和28年総理府令第67号）に基づく事務	1 同細則第2条ただし書の規定による旧軍人、旧準軍人若しくは旧軍属又はこれらの者の遺族に関する恩給請求書類の受理及び進達		<input type="radio"/>			
十二 戦傷病者戦没者遺族等援護法施行令（昭和27年政令第143号）第11条の規定により知事の権限に属するものとされた戦傷病者戦没者遺族等援護法（昭和27年法律第127号）に基づく知事の権限に属する事務	1 障害年金等に関する請求書等の受理及び障害年金等を受ける権利の裁定に必要な調査		<input type="radio"/>			
十三 戦傷病者戦没者遺族等援護法施行規則（昭和27年厚生省令第16号）に基づく知事の権限に属す	1 同規則第45条の規定による軍人軍属等に係る障害年金等若しくは遺族年金等に関する請求書等又は障害年金等に関する処分についての異議申立書の受理及び送付		<input type="radio"/>			

る事務						
十四 戦没者等の妻に対する特別給付金支給法施行令（昭和38年政令第125号）第2条の規定により知事の権限に属するものとされた戦没者等の妻に対する特別給付金支給法（昭和38年法律第61号）に基づく事務	1 同法第3条第5項の規定による特別給付金を受ける権利の裁定		○			
十五 戦没者等の妻に対する特別給付金支給法施行規則（昭和38年厚生省令第13号）に基づく知事の権限に属する事務	1 同規則第3条の規定による特別給付金裁定通知書又は特別給付金却下通知書の交付 2 同規則第4条の規定による特別給付金請求書又は特別給付金に関する通知書の受理及び送付		○			
十六 戦没者等の妻に対する特別給付金支給法第4条第2項の規定により発行する国債の発行交付等に関する省令（昭和38年大蔵省令第25号）に基づく知事の権限に属する事務	1 同省令第9条の規定による印鑑及び償還金支払場所の届出の受理		○			
十七 戦傷病者特別援護法施行令（昭和38年政令第358号）第13条第1項又は附則第8条の規定により知事の権限に属するものとされ	1 同法第4条の規定による戦傷病者手帳の交付 2 公務上の傷病につき恩給法の規定による増加恩給等の給付の裁定を受けた者以外の者に係る公務上の傷病の認定に必要な調査 3 同法第5条の規定による戦傷病者手帳の記		○			

た戦傷病者特別援護法 (昭和38年法律第168号)に基づく事務	載事項の訂正及び戦傷病者手帳の提出の命令				
	4 同法第6条の規定による戦傷病者手帳の返還の命令		○		
	5 同法第15条第1項(同法第20条第3項において準用する場合を含む。)の規定による診療内容等の審査及び診療報酬の額の決定		○		
	6 同法第16条第1項(同法第20条第3項において準用する場合を含む。)の規定による指定医療機関の管理者に対する必要な報告の請求及び指定医療機関の診療録その他の帳簿書類の実地検査の実施		○		
	7 同法第17条第1項又は第3項(同法第20条第5項において準用する場合を含む。)の規定による療養費の支給又は療養を行った者等に対するその行った療養に関する報告の請求、診療録等の提出の命令及び質問の実施		○		
	8 同法第18条第1項の規定による療養手当の支給		○		
	9 同法第19条第1項又は第2項の規定による葬祭費又は葬祭に要した費用に相当する金額の支給		○		
	10 同法第20条第1項又は第4項の規定による更生医療の給付の決定又は更生医療に要する費用の支給の決定(市の区域に居住する者への支給決定を除く。)			○	福祉事務所長
	11 同法第20条第1項又は第4項の規定による更生医療の給付及び更生医療に要する費用の支給		○		
	12 同法第21条第1項又は第4項の規定による補装具の支給若しくは修理又は補装具の購入又は修理に要する費用の支給の決定(市の区域に居住する者への支			○	福祉事務所長

	給決定を除く。)				
	13 同法第21条第1項又は第4項の規定による補装具の支給及び修理並びに補装具の購入又は修理に要する費用の支給		○		
	14 同法第24条の規定による戦傷病者等に対する報告の請求及び戦傷病者に対する医師の診断を受けるべきことの命令		○		
十八 戦傷病者特別援護法施行令第13条の規定により知事の権限に属するものとされた同令に基づく事務	1 同令第6条の規定による戦傷病者手帳の再交付		○		
十九 戦傷病者特別援護法施行規則(昭和38年大蔵省令第46号)に基づく知事の権限に属する事務	1 同規則第6条第1項の規定による療養券の交付		○		
	2 同規則第10条の規定による療養手当の支給を終える旨の通知及び療養手当の全部又は一部を支給しないこととした旨の通知		○		
	3 同規則第13条の規定による更生医療券の交付(市の区域に居住する者への交付を除く。)			○	福祉事務所長
	4 同規則第15条の規定による補装具交付券又は補装具修理券の交付(市の区域に居住する者への交付を除く。)			○	福祉事務所長
	5 同規則第16条第1項の規定による国立保養所入所請求書等の書類の受理及び送付		○		
	6 同規則第17条の規定による請求の却下等の通知		○		
二十 未帰還者に関する特別措置法施行令(昭和34年政令第51号)第1条の2又は第2条の	1 同法第2条第1項の規定による民法第30条の宣告の請求		○		
	2 同法第3条第1項の規定による未帰還者の遺族に対する弔慰料の支給		○		

規定により 知事の権限 に属するも のとされた 未帰還者に 関する特別 措置法（昭 和34年法律 第7号）に基 づく事務						
	二十一 未帰 還者に関する特別措置 法施行規則 （昭和34年 厚生省令第 5号）に基 づく知事の 権限に属す る事務	1 同規則第3条の規定 による弔慰料の請求に ついての決定の結果の 通知	○			
二十二 引揚 者給付金等 支給法施行 令（昭和32 年政令第11 2号）第9 条の規定に より知事の 権限に属す るものとさ れた引揚者 給付金等支 給法（昭和 32年法律第 109号）に基 づく事務	1 同法第3条の規定に よる引揚者給付金又は 遺族給付金を受ける権 利の認定	○				
二十三 引揚 者給付金等 支給法施行 規則（昭和 32年厚生省 令第25号） に基づく知 事の権限に 属する事務	1 同規則第4条の規定 による引揚者給付金認 定通知書若しくは遺族 給付金認定通知書又は 引揚者給付金却下通知 書若しくは遺族給付金 却下通知書の交付	○				
	2 同規則第6条の規定 による引揚者給付金又 は遺族給付金に 関する請求書又 は通知書の受 理及び送付	○				
二十四 戦没 者等の遺族 に対する特 別弔慰金支 給法施行令 （昭和40年 政令第183 号）第2条 の規定によ り知事の権 限に属する	1 同法第4条の規定に よる特別弔慰金を受ける 権利の裁定	○				

ものとされた戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法(昭和40年法律第100号)に基づく事務						
二十五 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法施行規則(昭和40年厚生省令第27号)に基づく知事の権限に属する事務	1 同規則第2条の規定による特別弔慰金裁定通知書又は特別弔慰金却下通知書の交付  2 同規則第3条の規定による特別弔慰金請求書又は特別弔慰金に関する通知書の受理及び送付		○			
二十六 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法第5条第2項の規定により発行する国庫の発行交付等に関する省令(昭和40年大蔵省令第41号)に基づく事務	1 同省令第9条の規定による印鑑及び償還金支払場所の届出の受理		○			
二十七 戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法施行令(昭和41年政令第227号)第3条の規定により知事の権限に属するものとされた戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法(昭和41年法律第109号)に基づく事務	1 同法第3条第2項の規定による特別給付金を受ける権利の裁定		○			
二十八 戦傷病者等の妻に対する特別給付金支	1 同規則第2条の規定による特別給付金裁定通知書又は特別給付金却下通知書の交付		○			

給法施行規則（昭和41年厚生省令第22号）に基づく知事の権限に属する事務	2 同規則第3条の規定による特別給付金請求書又は特別給付金に関する通知書の受理及び送付		<input type="radio"/>			
	1 同法附則第20項の規定による未帰還職員に対する給与の支給		<input type="radio"/>			
二十九 未帰還者留守家族等援護法施行令（昭和28年政令第211号）第4条第2項又は第3項の規定により知事の権限に属するものとされた未帰還者留守家族等援護法（昭和28年法律第161号）に基づく事務	2 留守家族手当又は特別手当のうち旧未復員者給与法（昭和22年法律第182号）の規定による俸給又は扶養手当に相当するものの支給		<input type="radio"/>			
	3 未帰還職員以外の未帰還者に対する留守家族手当等の支給		<input type="radio"/>			
	4 葬祭料又は遺骨引取経費の支給		<input type="radio"/>			
	5 障害一時金の支給		<input type="radio"/>			
	1 同規則第8条の規定による留守家族手当の支給を終え、又は停止する旨の通知		<input type="radio"/>			
三十 未帰還者留守家族等援護法施行規則（昭和28年厚生省令第42号）に基づく知事の権限に属する事務	2 同規則第19条第1項の規定による留守家族手当の支給についての決定の通知		<input type="radio"/>			
	1 同法附則第10条の規定による軍人軍属であつた者の身分の取扱い及び未引揚邦人の調査		<input type="radio"/>			
三十一 地方自治法に基づく知事の権限に属する事務	1 同法第3条第2項の規定による特別交付金を受ける権利の認定		<input type="radio"/>			
	2 同法第14条第1項の規定による償還金の全部又は一部に相当する金額の返還の命令		<input type="radio"/>			
三十二 引揚者等に対する特別交付金の支給に関する法律施行令（昭和42年政令第226号）第3条の規定により知事の権限に属するものとされた引揚者等に対する特別交付金の支給に関する法律（昭和42						

年法律第11 4号)に基づく事務					
三十三 引揚者等に対する特別交付金の支給に関する法律施行規則(昭和42年総理府令第40号)に基づく事務	1 同規則第2条の規定による引揚者特別交付金請求書の受理		○		
	2 同規則第3条の規定による遺族特別交付金請求書の受理		○		
	3 同規則第4条の規定による特別交付金認定通知書又は特別交付金却下通知書の交付		○		
	4 同規則第5条の規定による特別交付金の支給を受けるべき順位の変更請求書の受理		○		
	5 同規則第6条の規定による特別交付金請求書又は特別交付金に関する通知書の受理及び送付		○		
三十四 戦没者の父母等に対する特別給付金支給法施行令(昭和42年政令第188号)第2条の規定により知事の権限に属するものとされた戦没者の父母等に対する特別給付金支給法(昭和42年法律第57号)に基づく事務	1 同法第4条の規定による特別給付金を受ける権利の裁定		○		
三十五 戦没者の父母等に対する特別給付金支給法施行規則(昭和42年厚生省令第22号)に基づく知事の権限に属する事務	1 同規則第3条の規定による特別給付金裁定通知書又は特別給付金却下通知書の交付		○		
	2 同規則第4条の規定による特別給付金請求書又は特別給付金に関する通知書の受理及び送付		○		
三十六 中国残留邦人等の円滑な帰国促進及	1 同法第4条第1項の規定による必要な施策の実施		○		

び帰国後の 自立支援に 関する法律 (平成6年 法律第30号) に基づく知 事の権限に 属する事務	2 同法第8条の規定に よる必要な施策の実施		○			
三十七 その 他の事務	1 特別給付金国債担保 貸付要綱に基づく適格 者の内申		○			
	2 戦没者等の妻に対する 特別給付金支給法に より交付された特別給 付金国庫債券の買上償 還額の福祉事務所別割 当額の決定		○			
	3 戦傷病者乗車券引換 規則(昭和62年西日本 旅客鉄道株式会社公告 第12号)第3条の規定 による戦傷病者乗車券 引換証(甲種又は乙種) の交付		○			
	4 戦没者の叙位又は叙 勲に関する調査、進達 及び伝達		○			
	5 軍歴証明書の交付		○			

別表第2障害福祉課の項第2号1中「第1条第2項」を「第1条の2第3項」に改め、同号2中「第8条第2項」を「第8条」に、「の認可及び身体障害者更生援護施設又は」を「又は施設の休止若しくは廃止の届出の受  
理及び」に、「認可」を「届出の受理」に改め、同項第3号中1を削り、2を1とし、3を削り、4を2とし、  
4の2を3とし、5から12までを1ずつ繰り上げ、13を削り、14中「第56条第6項」を「第56条第7項」に改め、  
同号中14を12とし、15を13とし、16を14とし、同項第8号2中「及び第3項」及び「及び日常生活用具の給付等  
の措置の実施」を削り、同表長寿社会課の項第1号1中「介護の措置等」を「同法に基づく福祉の措置」に改め、  
同号4中「廃止又は休止の時期」を「廃止、休止若しくは入所定員の減少の時期又は入所定員の増加について」  
に改め、同号10中「第20条の8第7項」を「第20条の8第8項」に改め、同項第3号中1から11までを削り、12  
を6とし、6の前に次のように加える。

1 同法第27条第1項の 規定による保険医療機 関等及び保険医等の指 導		○			
2 同法第31条第1項の 規定による保険医療機 関等に対する報告等の 命令、保険医療等の開 設者等に対する出頭の 要求又は関係者に対す る質問若しくは設備等 の検査	○				
3 同法第31条第5項の 規定による保険医療機	○				

閣等に対して処分が必要と認めるときの大蔵への通知					
4 同法第44条第1項の規定による医師等に対する報告等の命令又は質問	○				
5 同法第44条第2項の規定による医療を受けた者に対する報告等の命令又は質問	○				

別表第2長寿社会課の項第3号中13を7とし、14を8とする。

別表第2長寿社会課の項中第9号から第35号までを削り、第8号を第11号とし、第5号から第7号までを3号ずつ繰り下げ、同項第4号中「昭和39年3月」を「昭和39年」に改め、同号中2を3とし、3の前に次のように加える。

2 同条例第5条に規定する使用料の額から、介護保険法第48条第2項に規定する施設介護サービス費の額を控除した同条例第5条の使用料の徴収		○			
---	--	---	--	--	--

別表第2長寿社会課の項中第4号を第7号とし、第3号の次に次の3号を加える。

四 介護保険法（平成9年法律第123号）に基づく知事の権限に属する事務	1 同法第41条第1項の規定による指定居宅サービス事業者の指定	○			
	2 同法第46条第1項の規定による指定居宅介護支援事業者の指定	○			
	3 同法第48条第1項第1号の規定による指定介護老人福祉施設の指定	○			
	4 同法第48条第1項第3号の規定による指定介護療養型医療施設の指定	○			
	5 同法第48条第2項の規定により算定される施設介護サービス費の請求			○	福祉事務所長
	6 同法第71条第1項ただし書の規定による保険医療機関又は保険薬局の開設者からの別段の申出の受理		○		
	7 同法第72条第1項ただし書の規定による介護老人保健施設又は指定介護療養型医療施設の開設者からの別段の		○		

申出の受理					
8 同法第75条の規定による指定居宅サービス事業者からの変更届出書等の受理		○			
9 同法第76条第1項の規定による指定居宅サービス事業者等への報告等の請求		○			
10 同法第77条第1項の規定による指定居宅サービス事業者の指定の取消し	○				
11 同法第78条の規定による指定居宅サービス事業者の指定等の公示		○			
12 同法第82条の規定による指定居宅介護支援事業者からの変更届出書等の受理		○			
13 同法第83条第1項の規定による指定居宅介護支援事業者等に対する報告等の命令若しくは出頭の要求、関係者に対する質問又は帳簿書類等の検査		○			
14 同法第84条第1項の規定による指定居宅介護支援事業者の指定の取消し	○				
15 同法第85条の規定による指定居宅介護支援事業者の指定等の公示		○			
16 同法第89条の規定による指定介護老人福祉施設の開設者からの変更届出書の受理		○			
17 同法第90条第1項の規定による指定介護老人福祉施設の開設者等への報告等の命令若しくは出頭の要求、関係者に対する質問又は設備等の検査		○			
18 同法第91条の規定による指定介護老人福祉施設からの指定辞退の届出の受理		○			
19 同法第92条第1項の規定による指定介護老人福祉施設の指定の取消し	○				
20 同法第93条の規定による指定介護老人福祉		○			

施設の指定等の公示					
21 同法第94条第1項の規定による介護老人保健施設の開設の許可	○				
22 同法第94条第2項の規定による介護老人保健施設の入所定員等の変更許可	○				
23 同法第95条第1項の規定による介護老人保健施設を管理する医師の承認	○				
24 同法第95条第2項の規定による介護老人保健施設の管理を医師以外の者に管理させるとの承認	○				
25 同法第98条第1項第4号の規定による介護老人保健施設に関する広告する事項の許可		○			
26 同法第99条の規定による指定介護老人保健施設の開設者からの変更届出書の受理		○			
27 同法第100条第1項の規定による介護老人保健施設の開設者等に対する報告等の命令若しくは出頭の要求、関係者に対する質問又は設備等の検査		○			
28 同法第101条の規定による介護老人保健施設の開設者に対する介護老人保健施設の使用の制限等の命令		○			
29 同法第102条の規定による介護老人保健施設の管理者の変更の命令		○			
30 同法第103条第1項の規定による介護老人保健施設の開設者に対する業務運営の改善又は業務の停止の命令		○			
31 同法第104条第1項の規定による介護老人保健施設の開設の許可の取消し	○				
32 同法第111条の規定による指定介護療養型医療施設の開設者からの住所等の変更届出書の受理		○			

	33 同法第112条第1項の規定による指定介護療養型医療施設の開設者等に対する報告等の命令若しくは出頭の要求、関係者に対する質問又は設備等の検査		<input type="radio"/>			
	34 同法第113条の規定による指定介護療養型医療施設からの指定辞退の届出の受理		<input type="radio"/>			
	35 同法第114条第1項の規定による指定介護療養型医療施設の指定の取消し	<input type="radio"/>				
	36 同法第115条の規定による指定介護療養型医療施設の指定等の公示		<input type="radio"/>			
	37 介護保険法の規定により県立特別養護老人ホームの利用者が負担することとなる費用の徴収		<input type="radio"/>			
五 介護保険法施行法(平成9年法律第124号)に基づく知事の権限に属する事務	1 同法第4条ただし書の規定による病院、診療所又は薬局の開設者からの別段の申出の受理		<input type="radio"/>			
	2 同法第5条ただし書の規定による指定老人訪問看護事業者からの別段の申出の受理		<input type="radio"/>			
六 鳥取県介護保険法施行細則(平成10年鳥取県規則第50号)に基づく知事の権限に属する事務	1 同規則第11条の規定による指定居宅サービス事業者の特例に係る公示		<input type="radio"/>			
	2 同規則第13条第1項の規定による介護老人保健施設の開設の許可に係る公示		<input type="radio"/>			

別表第2長寿社会課の項第11号の次に次の1号を加える。

十二 国民健康保険法(昭和33年法律第192号)に基づく知事の権限に属する事務	1 同法第12条の規定による市町村が一部負担金の割合を減じる場合等の協議		<input type="radio"/>			
	2 同法第27条第2項の規定による組合会の規約の変更等の議決の認可		<input type="radio"/>			
	3 同法第34条において準用する民法第72条第2項の規定による国民健康保険組合の財産の		<input type="radio"/>			

処分の許可					
4 同法第41条（同法第52条第6項、第53条第7項及び第8項並びに第54条の3第2項で準用する場合を含む。）の規定による保険医療機関等に対する療養の給付等に関する指導		○			
5 同法第45条第3項（同法第52条第6項、第53条第7項及び第8項並びに第54条の3第2項で準用する場合を含む。）の規定による療養の給付に要する費用の額についての別段の定めをなす契約の締結の認可	○				
6 同法第45条の2第1項（同法第52条第6項、第53条第7項及び第8項並びに第54条の3第2項で準用する場合を含む。）の規定による保険医療機関等若しくは保険医療機関等の開設者等に対する報告等の命令若しくは出頭の要求、関係者に対する質問又は設備等の検査	○				
7 同法第45条の2第5項（同法第52条第6項、第53条第7項及び第8項並びに第54条の3第2項で準用する場合を含む。）の規定による保険医療機関等に対して処分が必要と認めるときの大蔵への通知	○				
8 同法第54条の2の2（同法第54条の3第2項で準用する場合を含む。）の規定による指定訪問看護事業者等に対する指導		○			
9 同法第54条の2の3第1項（同法第54条の3第2項で準用する場合を含む。）の規定による指定訪問看護事業者等に対する報告等の命令若しくは出頭の要求、関係者に対する質問又は帳簿書類等の検査	○				
10 同法第54条の2の3第3項（同法第54条の	○				

3 第2項で準用する場合を含む。) の規定による指定訪問看護事業者に対して処分が必要と認めるときの大蔵への通知					
11 同法第89条第1項の規定による審査委員会が行う保険医療機関等又は特定承認医療機関等に対する報告の請求等の承認		○			
12 同法第114条第1項の規定による医師等に対する報告等の命令又は質問	○				
13 同法第114条第2項の規定による療養の給付等を受けた者に対する報告等の命令又は質問	○				

別表第2児童家庭課の項を子育て支援課の項とし、同表医務薬事課の項第1号20を次のように改める。

20 同法第44条の規定による医療法人の設立の認可	○				
---------------------------	---	--	--	--	--

別表第2医務薬事課の項第1号25を次のように改める。

25 同法第55条第3項の規定による医療法人の解散の認可	○				
------------------------------	---	--	--	--	--

別表第2医務薬事課の項第1号27を次のように改める。

27 同法第57条第4項の規定による医療法人の合併の認可	○				
------------------------------	---	--	--	--	--

別表第2医務薬事課の項第1号31を次のように改める。

31 同法第65条又は第66条の規定による医療法人の設立の認可の取消し	○				
-------------------------------------	---	--	--	--	--

別表第2医務薬事課の項中第24号を削り、第25号3の次に次のように加える。

3の2 同法第8条第3項(同法第27条において準用する場合を含む。)の規定による薬局の管理者の兼業の許可		○			
--	--	---	--	--	--

別表第2医務薬事課の項第25号4を次のように改める。

4 同法第24条第2項の規定による医薬品の販売業の許可の更新					
--------------------------------	--	--	--	--	--

(一) 県外の配置販売業者に係るもの	<input type="radio"/>		<input type="radio"/>		
(二) (一)以外のもの			<input type="radio"/>	保健所長	

別表第2医務薬事課の項第25号21中「規定による」の次に「配置販売業者に対する違反行為をした」を加え、「販売の業務」の次に「の停止の命令」を加え、「配置員の業務の停止の命令」を「その配置員に対する配置販売の業務の停止の命令」に改め、同項中第25号を第24号とし、同項第26号中「第15条の2第1項」を「第15条の4」に、「知事の権限に属するもの」を「知事が行うこと」に改め、同号中10を16とし、16の前に次のように加える。

15 同法第74条の2の規定による医薬品等の承認の取消し等	<input type="radio"/>				
-------------------------------	-----------------------	--	--	--	--

別表第2医務薬事課の項第26号中9を14とし、8を13とし、13の前に次のように加える。

10 同法第23条において準用する同法第14条第1項の規定による医薬品等の輸入販売の承認	<input type="radio"/>				
11 同法第23条において準用する同法第14条第6項の規定による医薬品等の輸入販売の承認に係る事項の一部変更承認	<input type="radio"/>				
12 同法第23条において準用する同法第19条の規定による営業所の廃止等の届出の受理		<input type="radio"/>			

別表第2医務薬事課の項第26号中7を削り、6を9とし、5を8とし、4を7とし、7の前に次のように加える。

4 同法第14条第6項の規定による医薬品等の製造の承認に係る事項の一部変更の承認	<input type="radio"/>				
5 同法第15条第3項(同法第23条において準用する場合を含む。)において準用する同法第8条第3項の規定による医薬品製造管理者の兼業の許可		<input type="radio"/>			
6 同法第18条第1項(同法第23条において準用する場合を含む。)の規定による製造品目の変更又は追加の許可 (一) 薬局医薬品製造業に係るもの (二) (一)以外のもの	<input type="radio"/>				

別表第2医務薬事課の項第26号3を次のように改める。

3 同法第14条第1項の規定による医薬品等の製造の承認 (一) 薬局医薬品製造業に係るもの (二) (一)以外のもの	<input type="radio"/>	<input checked="" type="radio"/>			
--	-----------------------	----------------------------------	--	--	--

別表第2 医務薬事課の項中第26号を第25号とし、第27号を第26号とし、同号の次に次の1号を加える。

二十七 薬事法施行令第15条の4の規定により知事が行うこととされた薬事法施行令に基づく事務	1 同令第1条の4の3の規定による許可証の書換え交付（同令第1条の7において準用する場合を含む。）	<input type="radio"/>	<input checked="" type="radio"/>			
	2 同令第1条の4の4の規定による許可証の再交付（同令第1条の7において準用する場合を含む。）	<input type="radio"/>	<input checked="" type="radio"/>			

別表第2 医務薬事課の項第30号7中「第17条」を「第17条第2項」に、「毒物劇物営業者」を「毒物劇物販売業者」に改め、同項第31号2の次に次のように加える。

3 同令第35条の規定による登録票又は許可証の書換え交付 (一) 販売業者の登録票に係るもの (二) 製造業者又は特定毒物研究者の登録票又は許可証に係るもの	<input type="radio"/>	<input checked="" type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input checked="" type="radio"/>	保健所長
4 同令第36条の規定による登録票又は許可証の再交付 (一) 販売業者の登録票に係るもの (二) 製造業者又は特定毒物研究者の登録票又は許可証に係るもの	<input type="radio"/>	<input checked="" type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input checked="" type="radio"/>	保健所長
5 同令第36条の2第1項の規定による毒物劇物営業者等の登録票等の受理	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input checked="" type="radio"/>	保健所長
6 同令第36条の2第2項の規定による業務停止の期間満了後の登録票等の交付	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input checked="" type="radio"/>	保健所長

別表第2 医務薬事課の項第37号中1から3までを削り、同号4中「第12条」を「第12条第1項」に、「許可を受けた者等」を「許可を受けた者」に改め、同号中4を1とし、同項第36号中11を17とし、7から10までを6ずつ繰り下げ、14の前に次のように加える。

9 同法第30条の2の規定による覚せい剤原料取扱者又は覚せい剤原	<input type="radio"/>	<input checked="" type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
----------------------------------	-----------------------	----------------------------------	-----------------------	-----------------------	-----------------------	--

料研究者の指定					
10 同法第30条の3の規定による覚せい剤原料取扱者又は覚せい剤原料研究者の指定の取消し又は業務若しくは研究の停止の命令	○				
11 同法第30条の4の規定による覚せい剤原料輸入業者等の業務の廃止の届出の受理及び大臣への送付並びに覚せい剤原料取扱者等の業務の廃止等の届出の受理		○			
12 同法第30条の15第1項の規定による覚せい剤原料輸入業者等からの覚せい剤原料の品名等の報告の徴収及び大臣への報告並びに覚せい剤原料取扱者等からの覚せい剤原料の品名等の報告の徴収		○			
13 同法第30条の15第2項の規定による覚せい剤原料輸入業者等からの譲り渡した覚せい剤原料の品名等の報告の徴収及び大臣への報告並びに覚せい剤原料取扱者等からの譲り渡した覚せい剤原料の品名等の報告の徴収		○			

別表第2医務薬事課の項第36号中7を8とし、同号6中「第12条」の次に「(同法第30条の5において準用する場合を含む。)」を加え、「届出に係る書類の受理及びこれらの厚生大臣への送付」を「届出の受理及び大臣への送付」に改め、同号中6を7とし、同号5中「第11条」の次に「(同法第30条の5において準用する場合を含む。)」を加え、「これらの厚生大臣への送付」を「大臣への送付」に改め、同号中5を6とし、同号4中「第10条」を「第10条第1項又は第2項(同法第30条の5において準用する場合を含む。)」に、「覚せい剤製造業者の指定証の受理及びこれの厚生大臣への送付」を「覚せい剤製造業者であった者等の指定証の受理及び大臣への送付」に、「覚せい剤施用機関等」を「覚せい剤施用機関の開設者であった者等」に改め、同号4の次に次のように加える。

5 同法第10条第3項(同法第30条の5において準用する場合を含む。)の規定による要旨の記載及び指定証の返還		○			
--	--	---	--	--	--

別表第2医務薬事課の項第34号中「第44条第1項」を「第44条第2項」に改め、同項第33号中2を削り、3を2とし、4を3とし、3の次に次のように加える。

4 同法第29条の規定による麻薬の廃棄の届出の受理				○	保健所長
---------------------------	--	--	--	---	------

別表第2 医務薬事課の項第33号中5を削り、6を5とし、7を6とし、8を7とし、9を削り、10を8とし、11を9とし、12を10とし、13を削り、14を11とし、15から33までを3ずつ繰り上げ、同項中第32号を削り、第31号の次に次の1号を加える。

三十二 毒物及び劇物取締法施行令第36条の6の規定により知事が行うこととされている毒物及び劇物取締法に基づく事務	1 同法第4条第1項の規定による製剤製造業者等の登録		<input type="radio"/>			
	2 同法第9条第1項の規定による製剤製造業者等の登録の変更		<input type="radio"/>			
	3 同法第17条第1項の規定による毒物劇物製造業者等からの報告の徴収又はこれらの者の製造所等への立入り及び帳簿等の検査、関係者に対する質問若しくは毒物等の収去				<input type="radio"/>	保健所長
	4 同法第19条第1項の規定による登録を受けている毒物劇物製造業又は輸入業者等の有する設備に係る措置の命令		<input type="radio"/>			
	5 同法第19条第2項の規定による毒物劇物製造業等の登録の取消し	<input type="radio"/>				
	6 同法第19条第3項の規定による毒物劇物製造業等の毒物劇物取扱責任者の変更の命令		<input type="radio"/>			
	7 同法第19条第4項の規定による毒物劇物製造業等の登録を受けている者の登録等の取消し等	<input type="radio"/>				

別表第2 健康対策課の項第23号2中「第16条第1項」を「第13条第1項」に、「特殊栄養食品」を「特別用途食品」に改め、同表保険課の項及び国民年金課の項を削り、同表環境政策課の項に次の2号を加える。

十六 ダイオキシン類対策特別措置法(平成11年法律第105号)に基づく知事の権限に属する事務	1 同法第12条第1項の規定による特定施設の設置の届出の受理				<input type="radio"/>	保健所長
	2 同法第13条第1項の規定による特定施設となつた際の届出の受理				<input type="radio"/>	保健所長
	3 同法第13条第2項の規定による水質基準対象施設が大気基準適用施設となつた際の届出等の受理				<input type="radio"/>	保健所長
	4 同法第14条第1項の規定による特定施設の構造等の変更の届出の受理				<input type="radio"/>	保健所長

5 同法第15条の規定による特定施設の構造等に関する計画の変更等の命令				<input type="radio"/>	保健所長
6 同法第17条第2項の規定による特定施設の設置等の制限期間の短縮				<input type="radio"/>	保健所長
7 同法第18条の規定による特定施設の設置者の氏名の変更等の届出の受理				<input type="radio"/>	保健所長
8 同法第19条第3項の規定による特定施設の設置者等の地位の承継の届出の受理				<input type="radio"/>	保健所長
9 同法第22条第1項の規定による特定施設の構造の改善等の命令				<input type="radio"/>	保健所長
10 同法第23条第2項の規定による事故の状況の通報の受理				<input type="radio"/>	保健所長
11 同法第23条第3項の規定による事故の拡大又は再発の防止のために必要な措置の命令		<input type="radio"/>			
12 同法第27条第3項の規定による大気等の汚染の状況についての調査測定の結果の公表		<input type="radio"/>			
13 同法第27条第4項の規定による土壤の汚染の状況の調査測定のための土地への立入り等				<input type="radio"/>	保健所長
14 同法第28条第3項の規定による排出ガス等の汚染の状況の測定の結果の報告の徴収				<input type="radio"/>	保健所長
15 同法第28条第4項の規定による排出ガス等の汚染の状況の測定の結果の公表		<input type="radio"/>			
16 同法第34条第1項の規定による特定施設の状況等の報告の徴収又は特定事業場への立入検査の実施				<input type="radio"/>	保健所長
17 同法第35条第3項の規定による行政機関の長に対する措置の要請		<input type="radio"/>			
18 同法第36条第2項の規定による関係行政機関の長等に対する協力		<input type="radio"/>			

の要請等						
十七 ダイオキシン類対策特別措置法施行規則 (平成11年総理府令第67号)に基づく知事の権限に属する事務	1 同令第5条の規定による特定施設の設置等の届出に係る受理書の交付				○ 保健所長	

別表第2廃棄物対策課の項を廃棄物・再資源対策課の項とし、同表景観自然課の項第2号1中「第12条第3項」を「第12条第4項」に改め、同号2中「承認」を「協議」に改め、同号3中「承認」を「同意」に改め、同号8及び11中「国立公園又は国定公園」を「国定公園」に改め、同号12中「第39条第3項」を「第39条第4項」に改め、同項第3号中「第25条」を「附則第3項」に改め、同号1中「許可」の次に「及び同法第19条の規定による条件の付加」を加え、同号2中「許可」の次に「及び同法第19条の規定による条件の付加」を加え、同項第4号中1を削り、同号2中「第21条」を「第17条」に、「第20条」を「第16条」に、「第9条」を「第5条」に改め、同号中2を1とし、同号3中「第21条」を「第17条」に、「第20条」を「第16条」に、「第10条」を「第6条」に、「施設の変更等」を「施設の位置等の変更」に改め、同号中3を2とし、同号4中「第21条」を「第17条」に、「第11条」を「第7条」に改め、同号中4を3とし、同号5中「第21条」を「第17条」に、「第20条」を「第16条」に、「第11条」を「第7条」に改め、同号中5を4とし、同号6中「第21条」を「第17条」に、「第12条第1項」を「第8条第1項」に改め、同号中6を5とし、同号7中「第21条」を「第17条」に、「第20条」を「第16条」に、「第12条第1項」を「第8条第1項」に改め、同号中7を6とし、同号8中「第21条又は同条」を「第17条」に、「第20条」を「第11条」に改め、同号中8を7とし、同号9中「第21条」を「第17条」に、「第20条」を「第16条」に、「第16条」を「第12条」に、「立入検査」を「立入検査等」に改め、同号中9を8とし、同号10中「第21条」を「第17条」に、「第20条」を「第16条」に、「第17条」を「第13条」に改め、同号中10を9とし、同号11中「第21条」を「第17条」に、「第18条」を「第14条」に改め、同号中11を10とし、同号12中「第21条」を「第17条」に、「第19条」を「第15条」に改め、同号中12を11とし、同表県民生活課の項第1号1を次のように改める。

1 同法第10条第1項の規定による特定非営利活動法人の設立の認証	○					
----------------------------------	---	--	--	--	--	--

別表第2県民生活課の項第1号3を次のように改める。

3 同法第31条第2項の規定による特定非営利活動法人の解散の認定	○					
----------------------------------	---	--	--	--	--	--

別表第2県民生活課の項第1号5を次のように改める。

5 同法第34条第3項の規定による特定非営利活動法人の合併の認証	○					
----------------------------------	---	--	--	--	--	--

別表第2県民生活課の項第1号8を次のように改める。

8 同法第43条第1項及び第2項の規定による特定非営利活動法人の設立の認証の取消し	○					
---	---	--	--	--	--	--

別表第2県民生活課の項第2号4の次に次のように加える。

4の2 同法第4条第5項の規定による裁定の通知	<input checked="" type="checkbox"/>					
-------------------------	-------------------------------------	--	--	--	--	--

別表第2県民生活課の項第2号の次に次の1号を加える。

二の二 物価統制令施行令（昭和27年政令第319号）第11条及び附則第4項の規定により知事の権限に属するものとされた物価統制令（昭和21年勅令第118号）に基づく事務	1 同法第3条第1項ただし書の規定による統制額を超える契約、支払又は受領の禁止の例外についての許可	<input checked="" type="checkbox"/>				
	2 同法第4条の規定による公衆浴場入浴料金の統制額の指定	<input checked="" type="checkbox"/>				
	3 同法第8条の2ただし書の規定による履行中の契約の変更、消滅等の禁止の例外についての別段の定めの制定又は許可	<input checked="" type="checkbox"/>				
	4 同法第30条の規定による報告の徴収、帳簿の作成の命令又は検査の実施		<input checked="" type="checkbox"/>			

別表第2県民生活課の項第4号中「第4条第3項」を「第3条」に改め、同項第6号5の次に次のように加える。

5の2 同法第43条第4項の規定による規約の設定、変更又は廃止の認可	<input checked="" type="checkbox"/>					
------------------------------------	-------------------------------------	--	--	--	--	--

別表第2県民生活課の項第6号6及び7を次のように改める。

6 同法第58条の規定による組合の設立の認可	<input checked="" type="checkbox"/>					
7 同法第62条第2項の規定による組合の解散の認可	<input checked="" type="checkbox"/>					

別表第2県民生活課の項第6号9を次のように改める。

9 同法第65条第2項の規定による組合の合併の認可	<input checked="" type="checkbox"/>					
---------------------------	-------------------------------------	--	--	--	--	--

別表第2県民生活課の項第6号11の次に次のように加える。

11の2 同法第93条の3の規定による組合の業務又は会計の状況に関する報告又は資料の提出の要求				<input checked="" type="checkbox"/>	福祉事務所長	
---	--	--	--	-------------------------------------	--------	--

別表第2県民生活課の項第6号12の次に次のように加える。

12の2 同法第94条の2の規定による組合に対する定款の変更等監督上必要な命令	<input type="radio"/>				
---	-----------------------	--	--	--	--

別表第2県民生活課の項第6号13を次のように改める。

13 同法第95条の規定による組合に対する措置の命令、事業の停止の命令及び解散の命令	<input type="radio"/>				
--	-----------------------	--	--	--	--

別表第2県民生活課の項第6号13の次に次のように加える。

13の2 同法第95条の2の規定による規約の設定等の認可の取消し	<input type="radio"/>				
----------------------------------	-----------------------	--	--	--	--

別表第2県民生活課の項第8号中「第12条」を「第18条」に改め、同号5中「規定による」の次に「連鎖販売業に係る連鎖販売取引について」を加え、同号中8を削り、同号7中「規定による」の次に「必要な」を加え、同号中7を10とし、6の次に次のように加える。

7 同法第17条の7の規定による必要な措置をとるべきことの指示	<input type="radio"/>				
8 同法第17条の8第1項の規定による特定継続的役務提供に関する業務の全部又は一部を停止すべきことの命令	<input type="radio"/>				
9 同法第17条の8第2項の規定による命令をした旨の公表	<input type="radio"/>				

別表第2県民生活課の項第8号10の次に次のように加える。

11 同法第20条の2第1項の規定による報告の徴収又は事業所等への立入検査の実施		<input type="radio"/>			
--	--	-----------------------	--	--	--

別表第2県民生活課の項第9号4を次のように改める。

4 同法第17条第1項の規定による報告の徴収及び事業所への立入検査の実施		<input type="radio"/>			
--------------------------------------	--	-----------------------	--	--	--

別表第2県民生活課の項第11号4中「第19条第3項」を「第19条第2項」に改め、同号中8を削り、9を8とし、10を削り、11を9とし、12から16までを2ずつ繰り上げ、同項第12号の次に次の1号を加える。

十二の二 鳥取県食品衛生法施行条例（平成12年鳥取県条例第17号）に基づく知事の権限に	1 同条例別表第1の1の(3)のイの規定による水質検査の結果に対する指示				<input type="radio"/>	保健所長
	2 同条例別表第1の1の(5)のイの規定による従事者に検便を受けさせることの指示				<input type="radio"/>	保健所長

属する事務	3 同条例第3条第2項の規定による施設に対して基準の一部を適用しないことの決定					<input checked="" type="radio"/> 保健所長
-------	---	--	--	--	--	---------------------------------------

別表第2県民生活課の項第13号中2を削り、3を2とし、4を3とし、同項第20号4中「保健所長」を「食肉衛生検査所長」に改め、同項5から7までを次のように改める。

5 同法第10条の規定による獣畜のと殺又は解体に係る獣畜の検査				<input checked="" type="radio"/>	食肉衛生検査所長
6 同法第12条の規定による獣畜のと殺又は解体の禁止の措置等の実施				<input checked="" type="radio"/>	食肉衛生検査所長
7 同法第13条の規定によると畜場の設置者等からの報告の徴収又はと畜場への立入り				<input checked="" type="radio"/>	食肉衛生検査所長

別表第2県民生活課の項第20号8中「保健所長」を「食肉衛生検査所長」に改め、同項第21号1中「保健所長」を「食肉衛生検査所長」に改め、同号2及び3を次のように改める。

2 同令第4条の規定による獣畜の検査の申請書の受理				<input checked="" type="radio"/>	食肉衛生検査所長
3 同令第6条の規定によると畜場内で解体された獣畜の肉等で検査に合格したものへの検印の押印				<input checked="" type="radio"/>	食肉衛生検査所長

別表第2県民生活課の項第29号の2中「第2条又は」を削り、同項中1から6までを削り、7を1とし、8を2とし、同項第38号1中「第2条」を「第1条」に改め、同号2中「第3条」を「第2条」に、「取消しの処分をしたとき」を「取消しを適當と認めるとき」に改め、同項中第49号及び第50号を削り、同項第51号中6から8までを削り、5の次に次のように加える。

6 同法第24条第1項の規定による組合の設立の認可	<input checked="" type="radio"/>				
---------------------------	----------------------------------	--	--	--	--

別表第2県民生活課の項第51号中9を7とし、7の次に次のように加える。

8 同法第28条第5項の規定による組合の定款の変更の届出の受理		<input checked="" type="radio"/>			
---------------------------------	--	----------------------------------	--	--	--

別表第2県民生活課の項第51号10を9とし、11を10とし、12を11とし、11の次に次のように加える。

12 同法第52条の3の規定による組合の解散の命令	<input checked="" type="radio"/>				
---------------------------	----------------------------------	--	--	--	--

別表第2県民生活課の項第51号13を次のように改める。

13 同法第52条の4第1項の規定による小組合		<input checked="" type="radio"/>			
-------------------------	--	----------------------------------	--	--	--

の設立の認可	<input type="checkbox"/>				
--------	--------------------------	--------------------------	--------------------------	--------------------------	--------------------------

別表第2県民生活課の項第51号中16を19とし、19の前に次のように加える。

17 同法第60条第4項の規定による調査の申出の受理	<input type="checkbox"/>				
18 同法第60条第5項の規定による調査の実施及び結果の通知	<input type="checkbox"/>				

別表第2県民生活課の項第51号中15を16とし、14を15とし、13の後に次のように加える。

14 同法第52条の7第3項の規定による小組合の合併の認可	<input type="checkbox"/>				
-------------------------------	--------------------------	--------------------------	--------------------------	--------------------------	--------------------------

別表第2県民生活課の項中第51号を第49号とし、第52号を第50号とし、同項第53号1中「労働基準局長」を「都道府県労働局長」に改め、同項中第53号を第51号とし、同号の後に次の1号を加える。

五十二 鳥取県青少年健全育成条例 (昭和55年鳥取県条例第34号)に基づく知事の権限に属する事務	1 同条例第8条の規定による優良図書等の推奨	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	2 同条例第13条第1項の規定による有害図書類の指定	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	3 同条例第14条の2第1項の規定による有害がん具刃物類の指定	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	4 同条例第17条第4項の規定による有害図書類又は有害がん具刃物類の除去等の命令	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	5 同条例第17条の5第3項の規定による措置を講ずることの指示	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	6 同条例第17条の6第4項の規定による営業広告物の除去等の指示	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	7 同条例第17条の7第1項及び第2項の規定によるテレホンクラブ等営業の停止又は廃止の命令	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	8 同条例第17条の11第3項の規定による利用カードの除去等の命令	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	9 同条例第22条第1項の規定による資料の提出の要求又は営業所等への立入調査等	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	10 同条例第22条第2項の規定による営業所等への立入調査等	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

別表第2県民生活課の項の後に次の1項を加える。

防災危機管理室	一 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に基づく知事の権限に属する事務	1 同法第4条第1項の規定による防災に関する計画の作成等	<input type="radio"/>				
		2 同法第16条第4項の規定による市町村防災会議を設置しないことについての協議	<input type="radio"/>				
		3 同法第33条の規定による災害応急対策等に必要な技術等を有する職員に関する資料の提出等		<input type="radio"/>			
		4 同法第42条第3項の規定による市町村地域防災計画の作成等についての協議	<input type="radio"/>				
		5 同法第51条の規定による災害に関する情報の収集及び伝達		<input type="radio"/>			
		6 同法第53条第2項及び第5項の規定による災害の状況等についての報告及び情報の収集	<input type="radio"/>				
		7 同法第55条の規定による災害の事態及びこれに対して採るべき措置についての通知及び要請	<input type="radio"/>				
		8 同法第57条の規定による電気通信設備の優先的利用等の要求		<input type="radio"/>			
三 自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）に基づく知事の権限に属する事務	二 災害対策基本法施行令（昭和37年政令第288号）に基づく知事の権限に属する事務	1 同令第33条の規定による災害応急対策を実施するための車両の確認及び標章等の交付		<input type="radio"/>			
		1 同令第114条の規定による二等陸士の募集期間の告示		<input type="radio"/>			
		2 同令第117条第1項の規定による二等陸士の採用試験の試験期日等の告示		<input type="radio"/>			
		3 同令第118条の規定による二等海士又は二等空士の募集期間等の告示		<input type="radio"/>			
		4 同令第119条の規定による自衛官の募集に関する広報宣伝		<input type="radio"/>			
		5 同令第120条の規定による自衛官の募集に	<input type="radio"/>				

| 関する報告等 |

別表第2 消防防災課の項第3号中3を削り、同項中第7号から第9号までを削り、第6号を第7号とし、第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

四 危険物の規制に関する政令(昭和34年政令第306号)に基づく知事の権限に属する事務	1 同令第34条の規定による危険物取扱者免状の書換え			○			
	2 同令第35条第1項の規定による危険物取扱者免状の再交付			○			

別表第2 消防防災課の項第10号7中「施行」を「施工」に改め、同項中第10号を第8号とし、同項第11号1中「第4条第1項」を「第4条第2項」に改め、同項中第11号を第9号とし、第12号を第10号とし、同号の次に次の2号を加える。

十一 高圧ガス保安法施行令(平成9年政令第20号)第18条第1項第1号の規定により知事が行うこととされた高圧ガス保安法に基づく事務	1 同法第20条第1項ただし書の規定による完成検査機関の指定			○			
	2 同法第58条の23の規定による指定完成検査機関の業務規程の認可等			○			
	3 同法第58条の29の規定による指定完成検査機関に対する指定基準に適合するために必要な措置の命令			○			
	4 同法第58条の30の規定による指定完成検査機関の指定の取消し等		○				
	5 同法第61条第2項の規定による指定完成検査機関等に対する報告の徴収等			○			
	6 同法第62条第2項の規定による指定完成検査機関等への立入検査等			○			
十二 高圧ガス保安法施行令第18条第1項第2号の規定により知事が行うこととされた高圧ガス保安法に基づく事務	1 同法第35条第1項第1号の規定による保安検査機関の指定			○			
	2 同法第58条の30の2第2項の規定により準用する同法第58条の23の規定による指定完成検査機関の業務規程の認可等			○			
	3 同法第58条の30の2第2項の規定により準用する同法第58条の29の規定による指定完成検査機関に対する指定基準に適合するために必要な措置の命令			○			

4 同法第58条の30の2 第2項の規定により準用する同法第58条の30の規定による指定完成検査機関の指定の取消し等	<input checked="" type="radio"/>				
5 同法第58条の30の2 第2項の規定により準用する同法第61条第2項の規定による指定保安検査機関等に対する報告の徵収		<input checked="" type="radio"/>			
6 同法第58条の30の2 第2項の規定により準用する同法第62条第2項の規定による指定保安検査機関等への立入検査等		<input checked="" type="radio"/>			

別表第2消防防災課の項第13号中「第18条第3項」を「第18条第2項」に、「知事の権限に属するもの」を「知事が行うこと」に改め、同項第14号中「液化石油ガス保安の確保及び取引の適正化に関する法律」を「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律」に改め、同項第15号中「第13条第2項」を「第13条第1項」に、「知事の権限に属するもの」を「知事が行うこと」に改め、同項第16号中「第13条第7項及び第8項」を「第13条第2項から第6項まで」に、「知事の権限に属するもの」を「知事が行うこと」に改め、同号2の次に次のように加える。

3 同法第83条第2項の規定による保安機関の事務所等への立入検査等	<input checked="" type="radio"/>				
-----------------------------------	----------------------------------	--	--	--	--

別表第2消防防災課の項第17号25及び26を次のように改める。

25 同法第52条第1項の規定による公安委員会の意見の聴取 (一) 消防課の項の十七の7の(一)及び11の(一)により許可するものに係る意見の聴取 (二) 消防課の項の十七の7の(二)及び11の(二)により許可するものに係る意見の聴取		<input checked="" type="radio"/>		<input checked="" type="radio"/>	土木事務所長
26 同法第52条第2項の規定による公安委員会等への通報 (一) 消防課の項の十七の7の(一)及び11の(一)により許可したものに係る通報 (二) 消防課の項の十七の7の(二)及び11の(二)により許可したものに係る通報		<input checked="" type="radio"/>		<input checked="" type="radio"/>	土木事務所長

別表第2消防防災課の項第18号中「第7条」を「第12条第1項」に、「知事の権限に属するもの」を「知事が行うこと」に改め、同項第19号4中「第48条第4項」を「第81条の14の表第11項」に改め、同号5中「第56条の6」を「第81条の14の表第12項」に改め、同項第20号中「第5条第6項」を「第5条第1項」に、「知事の権限に属するもの」を「知事が行うこと」に改め、同項第21号中1及び2を削り、3を1とし、同項第22号中「第7条」を「第8条」に、「知事の権限に属するもの」を「知事が行うこと」に改め、同号2の次に次のように加える。

3 同法第47条の2第1項の規定によるガス用品を提出すべきことの命令		<input type="radio"/>			
------------------------------------	--	-----------------------	--	--	--

別表第2消防防災課の項を消防課の項とし、同表商政課の項第1号中「中小企業における労働力の確保のための雇用管理の改善の促進に関する法律」を「中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律」に改め、同項第2号1を次のように改める。

1 同法第10条第2項の規定による必要な措置を探るべきことの勧告		<input type="radio"/>			
----------------------------------	--	-----------------------	--	--	--

別表第2商政課の項第2号3を次のように改める。

3 同法第15条第1項の規定による必要な措置を探るべきことの勧告		<input type="radio"/>			
----------------------------------	--	-----------------------	--	--	--

別表第2商政課の項第2号5から7までを次のように改める。

5 同法第15条第3項の規定による勧告に係る措置を探るべきことの命令		<input type="radio"/>			
6 同法第16条第1項第2号イに規定する特定計量器の検定の実施		<input type="radio"/>			
7 同法第19条第1項の規定による特定計量器の定期検査の実施		<input type="radio"/>			

別表第2商政課の項第2号9及び10を次のように改める。

9 同法第21条第3項の規定による届出の受理及び定期検査の期日等の指定		<input type="radio"/>			
10 同法第25条第1項の規定による計量士が検査を行った旨の届出の受理		<input type="radio"/>			

別表第2商政課の項第2号17から22までを次のように改める。

17 同法第46条第1項の規定による修理の事業の届出の受理		<input type="radio"/>			
18 同法第46条第2項において準用する同法第		<input type="radio"/>			

42条第1項又は第45条第1項の規定による修理の事業の変更又は廃止の届出の受理					
19 同法第48条の規定による必要な措置を採るべきことの命令		○			
20 同法第51条第1項の規定による販売の事業の届出の受理		○			
21 同法第51条第2項において準用する同法第42条第1項又は第45条第1項の規定による販売の事業の変更又は廃止の届出の受理		○			
22 同法第52条第2項の規定による遵守事項を遵守すべきことの勧告		○			

別表第2 商政課の項第2号24から42までを次のように改める。

24 同法第52条第4項の規定による勧告に係る措置を採るべきことの命令		○			
25 同法第53条第1項ただし書又は第2項ただし書の規定による輸出のため特定計量器を製造又は販売する旨の届出の受理		○			
26 同法第55条ただし書の規定による輸出のため特定計量器を販売する旨の届出の受理		○			
27 同法第57条第1項ただし書又は第2項ただし書の規定による輸出のため特定計量器の譲渡等をする旨の届出の受理		○			
28 同法第75条第2項の規定による装置検査の実施		○			
29 同法第80条ただし書の規定による輸出のため特定計量器を製造する旨の届出の受理		○			
30 同法第82条ただし書の規定による輸出のため特定計量器を販売する旨の届出の受理		○			
31 同法第91条第2項の規定による品質管理の方法についての検査の		○			

実施					
32 同法第95条第1項た だし書の規定による輸 出のため特定計量器を 製造する旨の届出の受 理		○			
33 同法第102条第1項 の規定による基準器検 査の実施		○			
34 同法第107条の規定 による計量証明の事業 の登録		○			
35 同法第110条第1項 の規定による事業規程 又はその変更の届出の 受理		○			
36 同法第110条第2項 の規定による事業規程 を変更すべきことの命 令		○			
37 同法第111条の規定 による必要な措置を採 るべきことの命令		○			
38 同法第113条の規定 による登録の取消し及 び事業の停止の命令		○			
39 同法第116条第1項 の規定による計量証明 検査の実施		○			
40 同法第120条第1項 の規定による計量士が 検査を行った旨の届出 の受理		○			
41 同法第127条第3項 の規定による計量管理 の方法についての検査 の実施		○			
42 同法第147条第1項 の規定による届出修理 事業者等からの業務に 関する報告の徴収		○			

別表第2商政課の項第2号44を次のように改める。

44 同法第148条第1項 の規定による工場等へ の立入り、計量器等の 検査又は関係者への質 問の実施		○			
---	--	---	--	--	--

別表第2商政課の項第2号46から50までを次のように改める。

46 同法第149条第1項 の規定による計量器等 の提出の命令		○			
---------------------------------------	--	---	--	--	--

47 同法第150条第1項の規定による特定物象量の表記の抹消		<input type="radio"/>			
48 同法第151条第1項の規定による検定証印等の除去		<input type="radio"/>			
49 同法第153条第1項の規定による装置検査証印の除去		<input type="radio"/>			
50 同法第154条第1項の規定による検定証印等の除去		<input type="radio"/>			

別表第2商政課の項第3号を次のように改める。

三 計量法施行令(平成5年政令第329号)第41条第1項又は第2項の規定により知事の権限に属するものとされた計量法に基づく事務	1 全ての事務			<input type="radio"/>		
---	---------	--	--	-----------------------	--	--

別表第2商政課の項第4号2を次のように改める。

2 同法第5条の17第1項の規定による協業組合の設立の認可	<input type="radio"/>					
-------------------------------	-----------------------	--	--	--	--	--

別表第2商政課の項第5号中2から7までを削り、1の2を2とし、同項第6号中1を削り、2を1とし、3を削り、4を2とし、5を3とし、同項第8号2を次のように改める。

2 同法第27条の2第1項の規定による組合の設立の認可(信用協同組合又は火災共済協同組合の設立に係るものと除外する。)	<input type="radio"/>					
---	-----------------------	--	--	--	--	--

別表第2商政課の項第8号5から7までを次のように改める。

5 同法第62条第4項の規定による火災共済協同組合等の解散の認可	<input type="radio"/>					
6 同法第63条第3項の規定による組合の合併の認可(信用協同組合に係るものと除外する。)	<input type="radio"/>					
7 同法第82条の2の規定による中小企業団体中央会の設立の認可	<input type="radio"/>					

別表第2商政課の項第9号1を次のように改める。

1 同法第23条第1項 (同法第55条の15において準用する場合を含む。)の規定による商工会の設立の認可	<input type="radio"/>				
---	-----------------------	--	--	--	--

別表第2商政課の項第9号6を次のように改める。

6 同法第51条第1項 (同法第55条の18第5項において準用する場合を含む。)の規定による商工会の業務の一部の停止及び設立の認可の取消し	<input type="radio"/>				
--	-----------------------	--	--	--	--

別表第2商政課の項第9号8を次のように改める。

8 同法第51条第2項又は第4項(同法第55条の18第5項において準用する場合を含む。)の規定による設立の認可の取消し	<input type="radio"/>				
---	-----------------------	--	--	--	--

別表第2商政課の項第10号1を次のように改める。

1 同法第36条第1項の規定による組合の設立の認可	<input type="radio"/>				
---------------------------	-----------------------	--	--	--	--

別表第2商政課の項第10号4を次のように改める。

4 同法第73条第3項の規定による組合の合併の認可	<input type="radio"/>				
---------------------------	-----------------------	--	--	--	--

別表第2商政課の項第16号3から5までの規定中「米子商工労政事務所長」を「西部県民局長」に改め、同項を経済通商課の項とし、同表経営流通課の項中第1号を削り、第2号を第1号とし、同項第3号8中「第41条第1項」を「第41条」に改め、同号中9を削り、10を9とし、11を10とし、同項中第3号を第2号とし、第4号を第3号とし、第5号を第4号とし、同項第6号中「中小企業近代化資金等助成法」を「小規模企業者等設備導入資金助成法」に改め、同号1中「第4条」を「第4条第1項」に、「一の貸付対象金額」を「貸与機関への貸付金額」に改め、同号2及び3中「中小企業設備近代化資金」を「小規模企業者等設備導入資金」に改め、同項中第6号を第5号とし、同項第7号中「昭和63年3月」を「昭和63年」に改め、同号6中「米子商工労政事務所長」を「西部県民局長」に改め、同項中第7号を第6号とし、同項第8号中「昭和39年10月」を「昭和39年」に改め、同号1中「第3条第1項第4号」を「第3条第1項第5号」に改め、同項中第8号を第7号とし、第9号を削り、第10号を第8号とし、第11号から第15号までを2号ずつ繰り上げ、第16号を削り、第13号の次に次の1号を加える。

十四 大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)に基づく知事の権限に属する事務	1 同法第5条第3項の規定による届出事項等に係る公告及び縦覧			<input type="radio"/>			
	2 同法第6条第3項の規定による変更の届出に係る公告及び縦覧			<input type="radio"/>			
	3 同法第6条第6項の			<input type="radio"/>			

規定による基準面積以下とする届出に係る公告					
4 同法第8条第3項の規定による市町村からの意見及び住民等の意見の概要の公告及び縦覧		○			
5 同法第8条第4項の規定による県の意見の有無	○				
6 同法第8条第6項の規定による県の意見の概要の公告及び縦覧		○			
7 同法第8条第8項の規定による変更の届出事項等に係る公告及び縦覧		○			
8 同法第9条第1項の規定による必要な措置をとるべきことの勧告	○				
9 同法第9条第3項の規定による勧告の内容の公告		○			
10 同法第9条第5項の規定による変更の届出事項に係る公告及び縦覧		○			
11 同法第9条第7項の規定による勧告に従わなかった旨の公表	○				
12 同法第12条の規定による関係行政機関又は関係地方公共団体に対する協力の要請		○			
13 同法第14条第1項の規定による大規模小売店舗を設置する者からの報告の徴収		○			
14 同法第14条第2項の規定による大規模小売店舗において小売業を行う者からの報告の徴収		○			

別表第2 観光課の項第4号中「国際観光ホテル整備法施行令（昭和25年政令第186号）第2条の規定により知事の権限に属するものとされた国際観光ホテル整備法」を「国際ホテル整備法」に改め、「事務」を「知事の権限に属する事務」に改め、同表労政能力開発課の項第3号1から4までを次のように改める。

1 同規則第4条第2項 第1号の規定による中小企業者であることの証明 (一) 倉吉市、東伯郡の区域に係るもの					○ 中部県民局長
--	--	--	--	--	----------

(二) 米子市、境港市、西伯郡及び日野郡の区域に係るもの (三) (一)及び(二)以外の区域に係るもの	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	西部県民局長
2 同規則第22条第2項の規定による不正受給の動機が他人の圧迫によるやむを得ないものであったことの証明 (一) 倉吉市、東伯郡の区域に係るもの (二) 米子市、境港市、西伯郡及び日野郡の区域に係るもの (三) (一)及び(二)以外の区域に係るもの	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	中部県民局長 西部県民局長
3 同規則第36条第1項の規定による常時5人未満の従業員を雇用する者であることの証明 (一) 倉吉市、東伯郡の区域に係るもの (二) 米子市、境港市、西伯郡及び日野郡の区域に係るもの (三) (一)及び(二)以外の区域に係るもの	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	中部県民局長 西部県民局長
4 同規則第39条の規定による再び中小企業者になったことの証明 (一) 倉吉市、東伯郡の区域に係るもの (二) 米子市、境港市、西伯郡及び日野郡の区域に係るもの (三) (一)及び(二)以外の区域に係るもの	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	中部県民局長 西部県民局長

別表第2労政能力開発課の項第4号6を次のように改める。

6 同法第35条第1項の規定による職業訓練法人の設立の認可	<input type="radio"/>					
-------------------------------	-----------------------	--	--	--	--	--

別表第2労政能力開発課の項第4号8を次のように改める。

8 同法第42条の規定による職業訓練法人の設立の認可の取消し	<input type="radio"/>					
--------------------------------	-----------------------	--	--	--	--	--

別表第2労政能力開発課の項中第12号を第16号とし、第11号の次に次の4号を加える。

十二 職場適応訓練委託規則（昭和39年鳥取県規則第4号）に基づく知	1 同規則第6条の規定による職場適応訓練の委託契約の締結	<input type="radio"/>					
	2 同規則第6条の2第1項の規定による職場実習特例委託契約の締	<input type="radio"/>					

事の権限に属する事務	結				
	3 同規則第11条第3項の規定による職場適応訓練の委託契約の変更又は解除の諾否の決定	○			
	4 同規則第12条の規定による職場適応訓練の委託契約の変更又は解除	○			
	5 同規則第13条の規定による職場適応訓練費の返還の命令	○			
	6 同規則第14条の規定による職場適応訓練の受託事業主に対する職場適応訓練の実施状況に関する報告の要求又は調査		○		
十三 鳥取県訓練手当支給規則に基づく知事の権限に属する事務	1 同規則第11条第2項の規定による訓練手当の受給資格の認定（職場適応訓練に係るものに限る。）		○		
十四 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）に基づく知事の権限に属する事務	1 同法第5条第1項の規定による求職者である障害者についての適応訓練の実施	○			
十五 雇用対策法に基づく知事の権限に属する事務	1 同法第13条の規定による職業転換給付金（同条第2号に規定する給付金を除く。）の支給	○			

別表第2労政能力開発課の項を労働雇用課の項とし、同表中職業安定課の項及び雇用保険課の項を削り、同表農林水産部共通の項第3号中「大規模活性化プロジェクト推進室」を削り、同表農政課の項第1号6中「認可」を「協議（ただし、当該計画のうち農用地利用計画については同意）」に改め、同号14及び15を次のように改める。

14 同法第15条の15第1項の規定による農用地区域内における開発行為の許可				○	地方農林振興局長
15 同法第15条の16第1項の規定による違反開発行為に対する監督处分				○	地方農林振興局長

別表第2農政課の項第2号1を次のように改める。

1 同法第3条第1項の規定による農地等の権利の設定又は移転の許可	<input type="radio"/>	地方農林振興局長				
----------------------------------	-----------------------	-----------------------	-----------------------	-----------------------	-----------------------	----------

別表第2 農政課の項第2号3及び4を次のように改める。

3 同法第4条第1項の規定による農地の転用の許可 (一) 2,000平方メートル未満のもの及び一時転用に係るもの (二) (一)以外のもの	<input type="radio"/>	地方農林振興局長				
4 同法第5条第1項の規定による農地等の転用のための権利の設定又は移転の許可 (一) 2,000平方メートル未満のもの及び一時転用に係るもの (二) (一)以外のもの	<input type="radio"/>	地方農林振興局長				

別表第2 農政課の項第2号35を次のように改める。

35 同法第83条の2の規定による農地等の違反転用に対する監督処分 (一) 地方農林振興局長が許可したものに係るもの (二) (一)以外のもの	<input type="radio"/>	地方農林振興局長				
---	-----------------------	-----------------------	-----------------------	-----------------------	-----------------------	----------

別表第2 経営指導課の項第1号2を次のように改める。

2 同法第25条の規定による農業共済組合の設立の認可	<input type="radio"/>					
----------------------------	-----------------------	-----------------------	-----------------------	-----------------------	-----------------------	-----------------------

別表第2 経営指導課の項第1号3及び4中「農業共済団体」を「農業共済組合」に改め、同号5を次のように改める。

5 同法第46条第2項の規定による農業共済組合の解散の議決の認可	<input type="radio"/>					
----------------------------------	-----------------------	-----------------------	-----------------------	-----------------------	-----------------------	-----------------------

別表第2 経営指導課の項第1号6を次のように改める。

6 同法第48条第2項の規定による農業共済組合の合併の認可	<input type="radio"/>					
-------------------------------	-----------------------	-----------------------	-----------------------	-----------------------	-----------------------	-----------------------

別表第2 経営指導課の項第1号11中「組合等」を「農業共済組合」に改め、同号13中「第107条第3項」を「第107条第4項」に、「組合等」を「農業共済組合」に改め、同号14から16までを削り、同号17中「組合等」を「農業共済組合」に改め、同号17を14とし、18を削り、同号19中「第120条の7第4項」を「第120条の7第5項」に改め、同号19を15とし、同号20中「第120条の7第7項」を「第120条の7第9項」に、「組合等」を「農業共済組合」に改め、同号20を16とし、21を17とし、22を18とし、同号23中「組合等」を「農業共済組合」に改め、同号23を19とし、同号24中「組合等」を「農業共済組合」に、「危険段階基準共済掛金標準率甲」を

「危険段階基準共済掛金標準率」に改め、同号中24を20とし、同号25から28までの規定中「組合等」を「農業共済組合」に改め、同号中25を21とし、26から28までを4ずつ繰り上げ、24の次に次のように加える。

25 同法第142条の6の規定による知事の命令に違反した農業共済組合に対する当該組合の役員の全部又は一部の改選、解任又は当該組合の解散の命令	<input type="radio"/>					
--	-----------------------	--	--	--	--	--

別表第2経営指導課の項第1号29を削り、同項中第3号を削り、第4号を第3号とし、第5号を第4号とし、第6号を削り、第7号を第5号とし、第8号を第6号とし、第9号を第7号とし、同項第10号中「昭和37年2月」を「昭和37年」に改め、同号1の次に次のように加える。

2 同規則第3条の規定による利子補給契約に基づく利子補給の承認及び変更の承認				<input type="radio"/>	地方農林振興局長
--	--	--	--	-----------------------	----------

別表第2経営指導課の項中第11号を第9号とし、第12号を第10号とし、同項第13号1中「第10条第13項」を「第10条第15項」に改め、同号2中「第10条第14項」を「第10条第18項」に改め、同号3中「第10条第15項」を「第10条第19項」に改め、同号4中「第10条第21項」を「第10条第24項」に改め、同号5の次に次のように加える。

5の2 同法第11条の3第1項の規定による組合の同一人に対する信用の供与等の額が信用供与等限度額を超えることの承認			<input type="radio"/>			
---	--	--	-----------------------	--	--	--

別表第2経営指導課の項第13号11の次に次のように加える。

11の2 同法第31条の2第1項の規定による組合を代表する理事、常務に従事する役員、参考事が他の組合若しくは法人の常務に従事し、又は事業を営むことの承認			<input type="radio"/>			
--	--	--	-----------------------	--	--	--

別表第2経営指導課の項第13号15を次のように改める。

15 同法第60条の規定による組合の設立の認可	<input type="radio"/>					
-------------------------	-----------------------	--	--	--	--	--

別表第2経営指導課の項第13号17から19までを次のように改める。

17 同法第63条第2項の規定による組合の設立の認可の取消し	<input type="radio"/>					
18 同法第64条第2項の規定による組合の解散の議決の認可	<input type="radio"/>					
19 同法第65条第2項の規定による組合の合併	<input type="radio"/>					

の認可

別表第2 経営指導課の項第13号24の次に次のように加える。

24の2 同法第94条の2 第1項に規定する経営改善計画の提出要求又は提出された計画の変更命令	<input type="radio"/>				
--	-----------------------	--	--	--	--

別表第2 経営指導課の項第13号25中「第94条の2第1項」を「第94条の2第2項及び第3項」に改め、同項中第13号を第11号とし、第14号から第17号までを2号ずつ繰り上げ、第18号から第22号までを削り、第23号を第16号とし、第24号を第17号とし、第25号を第18号とし、第26号2から4までを次のように改める。

2 同法第4条第1項の規定による就農計画の受理	<input type="radio"/>				地方農林振興局長
3 同法第4条第3項の規定による就農計画の認定	<input type="radio"/>				地方農林振興局長
4 同法第4条第4項の規定による就農計画の変更の認定	<input type="radio"/>				地方農林振興局長

別表第2 経営指導課の項第26号を第19号とし、同号の次に次の1号を加える。

二十 鳥取県中山間地域活性化資金利子補給規則(平成2年鳥取県規則第58号)に基づく知事の権限に属する事務	1 同規則第5条の規定による利子補給契約の締結	<input type="radio"/>					
--	-------------------------	-----------------------	--	--	--	--	--

別表第2 経営指導課の項第27号2中「農作物、蚕繭共済の共済金支払事務手続要領7」を「農作物共済・家畜共済・果樹共済・畑作物共済及び園芸施設共済の共済金支払規程第5条」に改め、同項中同号を第21号とし、同表農産園芸課の項第10号2から4までを削り、同項中同号を第16号とし、第9号の次に次の6号を加える。

十一 地力増進法(昭和59年法律第34号)に基づく知事の権限に属する事務	1 同法第4条第1項の規定による地力増進地域の指定	<input type="radio"/>					
	2 同法第5条の規定による地力増進地域についての対策調査の実施	<input type="radio"/>					
	3 同法第6条第1項の規定による地力増進対策指針の策定	<input type="radio"/>					
	4 同法第7条第1項の規定による地力増進地域の農業者等に対する地力増進を図るため必要な助言及び指導		<input type="radio"/>				
	5 同法第7条第2項の	<input type="radio"/>					

	規定による地力増進地域の農業者等に対する地力増進対策指針に即した営農についての勧告					
	6 同法第8条の規定による土壤の性質の改善状況についての調査の実施		○			
	7 同法第9条第1項の規定による農地への立入調査の実施		○			
十一 肥料取締法（昭和25年法律第127号）に基づく知事の権限に属する事務	1 同法第7条の規定による普通肥料の登録		○			
	2 同法第10条の規定による普通肥料の登録証の交付		○			
	3 同法第12条第2項の規定による普通肥料の登録の有効期間の更新		○			
	4 同法第13条の規定による普通肥料の登録証の書換交付等		○			
	5 同法第21条の規定による肥料の施用上の注意等を表示すべき旨の命令		○			
	6 同法第29条の規定による業務に関する報告の徴収		○			
	7 同法第30条第1項の規定による事業場等への立入検査等の実施		○			
	8 同法第31条第2項又は第3項の規定による普通肥料等の譲渡等の制限、禁止又は登録の取消し	○				
	1 同法第23条第2項の規定による発生予察事業に係る計画の承諾		○			
	2 同法第24条第2項の規定による防除計画の策定	○				
十二 植物防疫法（昭和25年法律第151号）に基づく知事の権限に属する事務	3 同法第29条第1項の規定による植物の検疫又は有害動物若しくは有害植物の防疫に関する必要な措置の実施				○ 病害虫防除所長	
	4 同法第33条第1項に規定する病害虫防除員の委嘱及び解嘱				○ 病害虫防除所長	
十三 農薬取締法（昭和	1 同法第13条第1項の規定による業務等に関		○			

23年法律第82号)に基づく知事の権限に属する事務	する報告の命令及び農薬等の集取又は立入検査の実施					
十四 農薬取締法施行令(昭和46年政令第56号) 第6条の規定により知事の権限に属するものとされた農薬取締法に基づく事務	1 同法第12条第1項の規定による防除の方法の変更又は農薬の使用の禁止の命令  2 同法第13条第1項の規定による業務等に関する報告の命令及び農薬等の集取又は立入検査の実施		○			
十五 持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律(平成11年法律第110号)に基づく知事の権限に属する事務	1 同法第3条第1項、第3項及び第4項の規定による導入指針の策定、変更、公表  2 同法第4条第3項の規定による導入計画の認定  3 同法第5条第2項の規定による認定の取消し  4 同法第5条第3項の規定による導入計画の変更の認定  5 同法第9条の規定による報告徴収	○			○	地方農林振興局長
					○	地方農林振興局長
					○	地方農林振興局長
		○				

別表第2 農産園芸課の項を生産流通課の項とする。

別表第2 耕地課の項第3号中9を66とし、66の次に次のように加える。

67 同法第132条第1項の規定による土地改良区等に対するその事業に関する報告の徴収				○	地方農林振興局長
68 同法第132条第1項の規定による土地改良区等の業務又は会計の状況の検査の実施 (一) 300ヘクタール未満の地域を土地改良区の地区とするものに係るもの (二) (一)以外のもの				○	地方農林振興局長
69 同法第133条の規定による土地改良区の事業又は会計の状況の検査の実施		○			
70 同法第134条第1項の規定による違反行為に対する措置命令	○				

71 同法第134条第2項の規定による土地改良区の役員の改選の命令	<input type="radio"/>				
72 同法第135条第1項の規定による土地改良区の解散の命令	<input type="radio"/>				
73 同法第136条第1項の規定による土地改良区の総会等の決議又は選挙若しくは当選の取消し	<input type="radio"/>				

別表第2 耕地課の項第3号中8を60とし、7を59とし、6を58とし、60の次に次のように加える。

61 同法第96条の2第1項の規定による土地改良事業の開始に係る協議に対する同意		<input type="radio"/>			
62 同法第96条の3第1項の規定による土地改良事業の変更等に係る協議に対する同意		<input type="radio"/>			
63 同法第96条の4において準用する同法第57条の2の規定による管理規程の設定の協議に対する同意又は変更若しくは廃止の協議に対する同意		<input type="radio"/>			
64 同法第113条の2第2項の規定による土地改良事業の工事の完了に係る届出があった旨の公告		<input type="radio"/>			
65 同法第113条の2第3項の規定による土地改良事業の工事を完了した旨の公告		<input type="radio"/>			

別表第2 耕地課の項第3号中5を30とし、30の次に次のように加える。

31 同法第86条第1項の規定による土地改良事業の適否の決定		<input type="radio"/>			
32 同法第86条第2項の規定による土地改良事業の適否の決定に係る協議		<input type="radio"/>			
33 同法第87条第1項の規定による土地改良事業計画の決定		<input type="radio"/>			
34 同法第87条第7項(同法第87条の3第6項において準用する場合を含む。)の規定による異議の申立てに対する決定		<input type="radio"/>			

35 同法第87条の2第1項の規定による土地改良事業計画の決定	<input type="radio"/>				
36 同法第87条の2第2項の規定による土地改良施設に係る予定管理办法等の決定	<input type="radio"/>				
37 同法第87条の2第3項の規定による土地改良事業計画の決定についての同意の取得	<input type="radio"/>				
38 同法第87条の2第4項又は第5項の規定による土地改良事業計画等についての協議	<input type="radio"/>				
39 同法第87条の3第1項の規定による土地改良事業計画の変更についての同意の取得				<input type="radio"/>	地方農林振興局長
40 同法第87条の3第2項の規定による農用地造成事業等に係る土地改良事業計画の変更等についての同意の取得	<input type="radio"/>				
41 同法第87条の3第3項において準用する同法第5条第5項の規定による使用及び収益をする者の意見の聴取				<input type="radio"/>	地方農林振興局長
42 同法第87条の3第4項の規定による土地改良事業計画の変更についての協議				<input type="radio"/>	地方農林振興局長
43 同法第87条の3第5項の規定による土地改良事業計画の変更についての協議	<input type="radio"/>				
44 同法第87条の3第6項において準用する第5条第6項の規定による国有地等の編入の承認の申請				<input type="radio"/>	地方農林振興局長
45 同法第87条の3第7項の規定による市町村特別申請事業に係る土地改良事業計画の変更についての意見の聴取及び同意の取得	<input type="radio"/>				
46 同法第88条第1項の規定による応急工事計画の決定	<input type="radio"/>				
47 同法第89条の2第1項の規定による換地計画の決定	<input type="radio"/>				

48 同法第89条の2第2項において準用する同法第52条第6項の規定による県営土地改良事業に係る換地計画に定める場合における当該計画に係る土地につき所有権等による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有するすべての者で組織する会議の招集 (一) 大山農地開発事業に係る土地改良事業に係るもの (二) (一)以外のもの				<input type="radio"/>	大山農地開発局長 地方農林振興局長
49 同法第89条の2第3項において準用する同法第53条第1項ただし書の規定による換地についての同意の取得 (一) 大山農地開発事業に係る土地改良事業に係るもの (二) (一)以外のもの				<input type="radio"/>	大山農地開発局長 地方農林振興局長
50 同法第89条の2第3項において準用する同法第53条の2の2第1項の規定による換地を定めないことについての同意の取得 (一) 大山農地開発事業に係る土地改良事業に係るもの (二) (一)以外のもの				<input type="radio"/>	大山農地開発局長 地方農林振興局長
51 同法第89条の2第6項の規定による県営土地改良事業に係る一時利用地の指定又は土地の使用等の停止の命令 (一) 大山農地開発事業に係る土地改良事業に係るもの (二) (一)以外のもの				<input type="radio"/>	大山農地開発局長 地方農林振興局長
52 同法第89条の2第7項の規定による県営土地改良事業に係る土地の使用等の停止の命令 (一) 大山農地開発事業に係る土地改良事業に係るもの				<input type="radio"/>	大山農地開発局長

(二) (一)以外のもの			<input type="radio"/>	地方農林振興局長
53 同法第89条の2第8項において準用する同法第53条の7の規定による一時利用地の指定等に伴う土地の管理	<input type="radio"/>			
54 同法第89条の2第8項において準用する同法第53条の8の規定による一時利用地の指定等に伴う損失の補償、利益金の徴収並びに仮清算金の徴収及び支払 (一) 大山農地開発事業に係る土地改良事業に係るもの (二) (一)以外のもの			<input type="radio"/> <input type="radio"/>	大山農地開発局長 地方農林振興局長
55 同法第89条の2第9項の規定による換地処分	<input type="radio"/>			
56 同法第89条の2第10項において準用する同法第54条の3の規定による換地処分の公告により確定した清算金の徴収及び支払 (一) 大山農地開発事業に係る土地改良事業に係るもの (二) (一)以外のもの			<input type="radio"/> <input type="radio"/>	大山農地開発局長 地方農林振興局長
57 同法第89条の2第10項において準用する同法第55条の規定による県営土地改良事業についての換地処分に係る土地及び建物についての登記の嘱託 (一) 大山農地開発事業に係る土地改良事業に係るもの (二) (一)以外のもの			<input type="radio"/> <input type="radio"/>	大山農地開発局長 地方農林振興局長

別表第2耕地課の項第3号中4を16とし、16の次に次のように加える。

17 同法第52条第1項の規定による換地計画の認可		<input type="radio"/>		
18 同法第52条第9項において準用する同法第7条第5項の規定によ		<input type="radio"/>		

る農用地の改良等に關し専門的知識を有する技術吏員の援助					
19 同法第52条の2第1項の規定による換地計画の適否の決定	○				
20 同法第52条の2第3項の規定による関係農業委員会の意見の聴取	○				
21 同法第53条の4第1項の規定による換地計画の変更の認可	○				
22 同法第54条第4項又は第5項の規定による換地処分があった旨の公告又は管轄登記所への通知	○				
23 同法第56条第2項の規定による土地改良施設を下水道等の施設の用と兼ねて供すること等の承認	○				
24 同法第56条第3項の規定による土地改良施設を下水道等の施設の用と兼ねて供すること等の協議をすることができない場合等の裁定	○				
25 同法第57条の2の規定による管理規程の認可又は変更若しくは廃止の認可	○				
26 同法第67条第2項の規定による土地改良区の解散の認可		○			
27 同法第72条第2項の規定による土地改良区の合併の認可		○			
28 同法第77条第2項の規定による土地改良区連合の設立の認可		○			
29 同法第81条の規定による土地改良区連合の所属土地改良区の数の増減の認可		○			

別表第2 耕地課の項第3号中3を14とし、14の次に次のように加える。

15 同法第48条第1項の規定による土地改良事業計画の変更等の認可		○			
-----------------------------------	--	---	--	--	--

別表第2 耕地課の項第3号2中「第7条第5項」の次に「(同法第48条第9項、第95条第3項及び第96条の2第5項において準用する場合を含む。)」を加え、「分掌事務」を「所掌事務」に改め、同号中2を3とし、3の次に次のように加える。

4 同法第8条第1項 (同法第48条第9項、 第95条第3項及び第96 条の2第5項において 準用する場合を含む。) の規定による土地改良 事業計画等の適否の決 定	<input type="radio"/>				
5 同法第8条第2項 (同法第48条第9項、 第87条第2項、第95条 第3項及び第96条の2 第5項において準用す る場合を含む。) の規 定による専門技術者の 委嘱				<input type="radio"/>	地方農 林振興 局長
6 同法第9条第2項 (同法第48条第9項、 第95条第3項及び第96 条の2第5項において 準用する場合を含む。) の規定による異議の申 出に対する決定	<input type="radio"/>				
7 同法第10条第1項の 規定による土地改良区 の設立の認可及びその 旨の公告		<input type="radio"/>			
8 同法第18条第17項の 規定による土地改良区 の役員の就任等の公告		<input type="radio"/>			
9 同法第29条の3第1 項の規定による仮理事 の選任等	<input type="radio"/>				
10 同法第30条第2項の 規定による土地改良区 の定款の変更の認可		<input type="radio"/>			
11 同法第36条第8項の 規定による土地改良事 業に要する経費の一部 の徴収の認可		<input type="radio"/>			
12 同法第39条第5項又 は第6項の規定による 土地改良区の理事が行 う賦課金等の滞納処分 の認可又はその旨の当 該市町村への通知				<input type="radio"/>	地方農 林振興 局長
13 同法第41条第4項の 規定による異議の申出 に対する決定	<input type="radio"/>				

別表第2耕地課の項第3号1の次に次のように加える。

2 同法第6条第3項の 規定による農用地造成 事業に係る農用地外資 格者の同意が得られな い場合のあっせん又は	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>			
---	-----------------------	-----------------------	--	--	--

調停

別表第2耕地課の項第8号4の次に次のように加える。

5 県営土地改良事業等に係る分担金・負担金の調定 (一) 大山農地開発事業に係る土地改良事業に係るもの (二) (一)以外のもの				○ ○	大山農地開発局長 地方農林振興局長
6 県営土地改良事業等により造成された財産に係る追加改築等の承認 (一) 大山農地開発事業に係る土地改良事業に係るもの (二) (一)以外のもの				○ ○	大山農地開発局長 地方農林振興局長
7 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する施行規則第3条の規定による事業計画の変更承認 (一) 農地農業用施設災害復旧事務取扱要綱第17条第2項に掲げる労務資材単価等の変更に伴う事業費の変更等 (二) (一)以外のもの				○	地方農林振興局長

別表第2耕地課の項第7号中「昭和35年5月」を「昭和35年」に改め、1を削り、2を1とし、同項中同号を第11号とし、第11号の次に次の1号を加える。

十二 國土調査法（昭和26年法律第180号）に基づく知事の権限に属する事務	1 同法第6条第3項の規定による國土調査の指定		○				
	2 同法第6条の3第1項の規定による地籍調査に関する計画の決定		○				
	3 同法第6条の3第2項の規定による事業計画の決定		○				
	4 同法第19条第2項の規定による國土調査の成果の認証		○				

別表第2耕地課の項第6号中26を38とし、21から25までを12ずつ繰り下げ、38の次に次のように加える。

39 同法第35条第2項（同法第37条の8において準用する場合を含む。）の規定による延滞金の徵収					○	地方農林振興局長
--	--	--	--	--	---	----------

別表第2 耕地課の項第6号中20を削り、19を31とし、31の前に次のように加える。

32 同法第22条第1項の規定による漁業権の取消等及び損失補償	<input type="radio"/>					
---------------------------------	-----------------------	--	--	--	--	--

別表第2 耕地課の項第6号中18を30とし、17を29とし、29の前に次のように加える。

28 同法第18条の規定による土地等の立入り及び一時使用並びに損失補償等		<input type="radio"/>				
--------------------------------------	--	-----------------------	--	--	--	--

別表第2 耕地課の項第6号中16を27とし、15を26とし、14を25とし、同号13中「第12条第6項」を「第12条の2第4項」に改め、同号中13を24とし、同号12中「第12条第4項」を「第12条の2第2項」に改め、同号中12を23とし、8から11までを11ずつ繰り下げ、19の前に次のように加える。

17 同法第8条の2第1項の規定による海岸保全区域の禁止行為の区域指定及び物件指定	<input type="radio"/>					
18 同法第8条の2第2項の規定による指定区域等の公示		<input type="radio"/>				

別表第2 耕地課の項第6号中7を16とし、6を15とし、15の前に次のように加える。

14 同法第6条第1項の規定による主務大臣への意見の提出	<input type="radio"/>					
------------------------------	-----------------------	--	--	--	--	--

別表第2 耕地課の項第6号5中「第5条第7項」を「第5条第8項」に改め、同号中5を13とし、同号4中「第5条第6項」を「第5条第7項」に改め、同号中4を12とし、3を11とし、11の前に次のように加える。

10 同法第5条第2項の規定による市町村長が管理することが適当であると認められる海岸保全区域の指定	<input type="radio"/>					
---	-----------------------	--	--	--	--	--

別表第2 耕地課の項第6号中2を9とし、1を8とし、8の前に次のように加える。

1 同法第2条の3第1項の規定による海岸保全基本計画の作成	<input type="radio"/>					
2 同法第2条の3第2項の規定による海岸保全基本計画の作成の際の学識経験者への意見の聴取	<input type="radio"/>					
3 同法第2条の3第3項の規定による海岸保全基本計画の作成についての関係市町村長及び関係海岸管理者の意見の聴取	<input type="radio"/>					
4 同法第2条の3第4	<input type="radio"/>					

項の規定による海岸保全施設の整備に関する案の作成					
5 同法第2条の3第5項の規定による公聴会の開催等関係住民の意見を反映させるために必要な措置	○				
6 同法第2条の3第6項の規定による海岸保全基本計画の公表、提出		○			
7 同法第3条第1項の規定による海岸保全区域の指定	○				

別表第2 耕地課の項中第6号を第9号とし、同号の次に次の1号を加える。

十 鳥取県海岸占用料等徴収条例(平成12年鳥取県条例第30号)に基づく知事の権限に属する事務	1 同条例第3条の規定による占用料等の減免				○	地方農林振興局長
--	-----------------------	--	--	--	---	----------

別表第2 耕地課の項中第5号を第8号とし、同号の前に次の2号を加える。

六 土地改良法施行令第79条第1項の規定により知事の権限に属するものとされた土地改良法に基づく事務	1 同法第132条第2項の規定による地方連合会からの報告の徴収又は当該連合会の業務若しくは会計の状況の検査の実施		○			
	2 同法第134条の2の規定による地方連合会に対する必要な措置の命令		○			
七 土地改良法施行令に基づく知事の権限に属する事務	1 同令第47条の規定による総代の選挙に関する規定についての選挙管理委員会の意見の聴取		○			
	2 同令第79条第3項の規定による地方連合会からの報告の徴収又は検査の結果についての大蔵への報告		○			
	3 同令第79条第5項の規定による地方連合会に対する命令の内容についての大蔵への報告	○				

別表第2 耕地課の項第4号中「(昭和24年政令第295号)」を削り、同号を第5号とし、同号の前に次の1号を加える。

四 土地改良法施行令 (昭和24年政令第295号) 第51条の5の規定により知事の権限に属するものとされた土地改良法に基づく事務	1 同法第89条の2第1項の規定による国営土地改良事業に係る換地計画の決定	<input type="radio"/>				
	2 同法第89条の2第3項において準用する同法第53条の2の2第1項の規定による国営土地改良事業に係る換地を定めないことについての同意の取得 (一) 大山農地開発事業に係る土地改良事業に係るもの (二) (一)以外のもの			<input type="radio"/>	大山農地開発局長	地方農林振興局長
	3 同法第89条の2第8項において準用する同法第53条の7の規定による国営土地改良事業に係る一時利用地の指定等に伴う土地の管理	<input type="radio"/>				
	4 同法第89条の2第9項の規定による国営土地改良事業に係る換地処分	<input type="radio"/>				

別表第2農村整備課の項第1号中1を削り、同号2中「第7条第5項」の次に「(同法第48条第9項、第95条第3項及び第96条の2第5項において準用する場合を含む。)」を加え、同号中2を1とし、3から12までを削り、同号13中「援助」の次に「(農村整備課の所掌事務に係るものに限る。)」を加え、同号中14から62までを削り、同項中第2号から第4号までを削り、第5号を第2号とし、第6号を削り、第7号を第3号とし、同表林務課の項第1号3の次に次のように加える。

3の2 同法第6条第5項の規定による地域森林計画を樹立し、又は変更しようとする際の大蔵への協議	<input type="radio"/>					
---	-----------------------	--	--	--	--	--

別表第2林務課の項第2号8を次のように改める。

8 同法第79条(同法第100条第3項において準用する場合を含む。)の規定による組合の設立の認可	<input type="radio"/>					
--	-----------------------	--	--	--	--	--

別表第2林務課の項第2号10を次のように改める。

10 同法第83条第3項(同法第100条第4項において準用する場合を含む。)において準用する同法第79条の規定による組合の解散の決議の認可	<input type="radio"/>					
---	-----------------------	--	--	--	--	--

別表第2林務課の項第2号12を次のように改める。

12 同法第84条第3項 (同法第100条第4項 において準用する場合 を含む。)において準 用する同法第79条の規 定による組合の合併の 認可	<input type="radio"/>				
--	-----------------------	--	--	--	--

別表第2 森林保全課の項第8号1の次に次のように加える。

1の2 同法第1条ノ3 第1項の規定による特 定鳥獣保護管理計画の 樹立	<input type="radio"/>				
---	-----------------------	--	--	--	--

別表第2 森林保全課の項第8号2中「第1条ノ4第3項」を「第1条ノ5第5項」に改め、同号2の次に次  
のように加える。

2の2 同法第1条ノ6 第1項の規定による特 定鳥獣の捕獲の禁止又 は制限	<input type="radio"/>				
--	-----------------------	--	--	--	--

別表第2 森林保全課の項第8号25の次に次のように加える。

25の2 同法第14条第1 項の規定による猟区の 設定の許可	<input type="radio"/>				
--------------------------------------	-----------------------	--	--	--	--

別表第2 森林保全課の項第8号26の次に次のように加える。

26の2 同法第14条第12 項の規定による猟区設 定の許可の取消し	<input type="radio"/>				
--	-----------------------	--	--	--	--

別表第2 森林保全課の項第8号30の次に次のように加える。

31 同法第20条ノ7第2 項の規定による指示				<input type="radio"/>	地方農 林振興 局長
----------------------------	--	--	--	-----------------------	------------------

別表第2 森林保全課の項第10号6中「県行造林事業及び県有林事業に係る林道、作業道の事務」を「県営林  
事業」に改め、同表管理課の項第6号及び第7号を削り、同項第8号中「国有土地使用料等徴収規則(昭和23  
年8月鳥取県規則第47号)」を「鳥取県国有地使用料徴収条例(平成12年鳥取県条例第29号)」に改め、同号1  
中「同規則第1条第2項」を「同条例第3条」に、「使用料等」を「占用料等」に改め、同項中第8号を第6  
号とし、同項第9号1中「九」を「七」とし、同号を第7号とし、同項第10号2の次に次のように加える。

2の2 同法第11条の規 定による変更等の届出 の受理				<input type="radio"/>	土木事 務所長
-----------------------------------	--	--	--	-----------------------	------------

別表第2 管理課の項中第10号を第8号とし、第11号から第16号までを2号ずつ繰り上げ、同表都市計画課の  
項第1号37中「(下水道課の所掌事務に係るもの)を除く。38から54までにおいて同じ。」を削り、同項第5号  
中「昭和37年7月」を「昭和37年」に改め、1及び2を削り、同号2の2中「第7条の4第2項」を「第7条  
の3第2項」に改め、同号中2の2を1とし、3から5までを1ずつ繰り上げ、同項第6号の次に次の8号を  
加える。

七 國土利用 計画法（昭 和49年法律 第92号）に 基づく知事 の権限に属 する事務	1 同法第7条第5項 (同条第8項において 準用する場合を含む。) の規定による県計画の 報告及びその要旨の公 表		○			
	2 同法第8条第6項 (同条第7項において 準用する場合を含む。) の規定による土地利用 基本計画についての助 言又は勧告	○				
	3 同法第9条第10項 (同条第14項において 準用する場合を含む。) の規定による土地利用 基本計画の同意申請	○				
	4 同法第9条第13項 (同条第14項において 準用する場合を含む。) の規定による土地利用 基本計画の要旨の公表		○			
	5 同法第12条第3項の 規定による規制区域の 指定の公告	○				
	6 同法第12条第5項 (同条第14項及び第15 項において準用する場 合を含む。) の規定に による規制区域の指定の 報告等	○				
	7 同法第12条第8項の 規定による確認を受け られなかった旨の公告 等	○				
	8 同法第12条第10項の 規定による地価の動向 等に関する調査の実施	○				
	9 同法第12条第12項 (同条第15項において 準用する場合を含む。) の規定による規制区域 の指定の解除の公告	○				
	10 同法第14条第1項の 規定による土地に関する 権利の移転等の許可	○				
	11 同法第16条第2項の 規定による土地利用審 査会の意見の聴取	○				
	12 同法第18条の規定に による土地に関する権利 の移転等についての国 等との協議	○				
	13 同法第19条第2項の 規定による土地に関す	○				

る権利の買取り					
14 同法第24条第1項の規定による土地売買等の利用目的の変更に係る勧告	<input type="radio"/>				
15 同法第24条第3項の規定による土地売買等の契約の利用目的についての勧告をすることができない旨の同条第2項の期間の延長の通知		<input type="radio"/>			
16 同法第25条（同法第31条第2項において準用する場合を含む。）の規定による報告の要求		<input type="radio"/>			
17 同法第26条の規定による勧告に従わない旨等の公表	<input type="radio"/>				
18 同法第27条の3第1項の規定による注視区域の指定	<input type="radio"/>				
19 同法第27条の3第3項において準用する第12条第5項の規定による注視区域の指定の報告等		<input type="radio"/>			
20 同法第27条の3第3項において準用する第12条第12項の規定による注視区域の指定の解除	<input type="radio"/>				
21 同法第27条の6第1項の規定による監視区域の指定	<input type="radio"/>				
22 同法第27条の6第3項において準用する第12条第5項の規定による監視区域の指定の報告等		<input type="radio"/>			
23 同法第27条の6第3項において準用する第12条第12項の規定による監視区域の指定の解除	<input type="radio"/>				
24 同法第28条第1項の規定による遊休土地である旨の通知		<input type="radio"/>			
25 同法第30条（同法附則第2条第5項において準用する場合を含む。）の規定による遊休土地の利用の促進に関する助言		<input type="radio"/>			

	26 同法第31条第1項 (同法附則第2条第5項において準用する場合を含む。)の規定による遊休土地に係る計画の変更等の勧告	<input type="radio"/>				
	27 同法第32条第1項の規定による遊休土地の買取りの協議を行う地方公共団体等の決定等	<input type="radio"/>				
	28 同法第41条第1項の規定による立入検査等		<input type="radio"/>			
	29 同法第43条の規定による書類の閲覧等の要求		<input type="radio"/>			
	30 同法附則第2条第1項の規定による遊休土地である旨の通知	<input type="radio"/>				
八 國土利用計画法施行令（昭和49年政令第387号）に基づく知事の権限に属する事務	1 同令第4条の規定による規制区域の公告に係る事項の通知  2 同令第9条第1項の規定による基準地の標準価格の判定		<input type="radio"/>			
九 國土利用計画法施行規則（昭和49年総理府令第72号）に基づく知事の権限に属する事務	1 同規則第21条第1項の規定による予定対価の額に係る不確認の決定及びその旨の通知並びに期限の延長の決定  2 同規則第21条第4項の規定による予定対価の額に係る確認の決定及びその旨の通知	<input type="radio"/>				
十 租税特別措置法施行令（昭和32年政令第43号）に基づく知事の権限に属する事務	1 同令第18条の5第10項及び第38条の5第8項の規定による宅地の譲渡等の認定  2 同令第18条の5第11項第4号及び第38条の5第9項第4号の規定による譲渡予定価格についての意見の決定		<input type="radio"/>			
十一 不動産の鑑定評価に関する法律（昭和38年法律第152号）に基づく知事の権限に属する事務	1 同法第24条（同法第27条第4項において準用する場合を含む。）の規定による不動産鑑定業者の登録  2 同法第25条（同法第27条第4項において準用する場合を含む。）の規定による不動産鑑定業者の登録の拒否		<input type="radio"/>			

十二 下水道法（昭和33年法律第79号）に基づく知事の権限に属する事務	1 同法第2条の2第4項（同条第7項において準用する場合を含む。）の規定による流域別下水道整備総合計画の決定に係る関係市町村の意見の聴取	<input type="radio"/>				
	2 同法第2条の2第5項（同条第7項において準用する場合を含む。）の規定による流域別下水道整備総合計画の決定に係る関係県及び関係市町村の意見の聴取並びに大臣との協議	<input type="radio"/>				
	3 同法第4条第1項の規定による公共下水道の事業計画の認可及び変更の認可	<input type="radio"/>				
	4 同法第25条の3第1項（同条第4項において準用する場合を含む。）の規定による流域下水道の事業計画の認可の申請	<input type="radio"/>				
	5 同法第25条の3第2項（同条第4項において準用する場合を含む。）の規定による流域下水道の事業計画の決定に係る関係市町村の意見の聴取	<input type="radio"/>				
	6 同法第25条の6の規定による流域関連公共下水道の管理者に対する供用又は処理の開始の通知	<input type="radio"/>				
	7 同法第25条の7の規定による流域下水道施設に係る使用の一時制限又は流域関連公共下水道の管理者に対するその旨の通知				<input type="radio"/>	倉吉土木事務所長
	8 同法第25条の8の規定による流域関連公共下水道の管理者に対する原因調査の要請等				<input type="radio"/>	倉吉土木事務所長
	9 同法第25条の9の規定による他の施設又は工作物その他の物件の管理者との協議		<input type="radio"/>			
	10 同法第25条の10において準用する同法第15条の規定による兼用工作物の工事の施行等についての他の工作物の管理者との協議	<input type="radio"/>				

	11 同法第25条の10において準用する同法第16条の規定による流域下水道の施設に関する工事等の承認		○			
	12 同法第25条の10において準用する同法第17条の規定による兼用工作物の管理費用の負担についての協議	○				
	13 同法第25条の10において準用する同法第18条の規定による流域下水道の施設の損傷行為により必要を生じた工事の費用の負担の決定	○				
	14 同法第25条の10において準用する同法第21条の規定による流域下水道からの放流水の水質検査等				○	倉吉土木事務所長
	15 同法第25条の10において準用する同法第23条の規定による流域下水道台帳の作成				○	倉吉土木事務所長
	16 同法第31条の2第2項の規定による市町村の負担金額に係る関係市町村の意見の聴取	○				
	17 同法第32条第1項の規定による他人の土地への立入り等				○	倉吉土木事務所長
	18 同法第32条第9項(同法第38条第6項において準用する場合を含む。)の規定による土地の立入り等による損失の補償の協議	○				
	19 同法第37条第1項の規定による公共下水道管理者等に対する工事又は維持管理に関する必要な指示	○				
	20 同法第38条第1項及び第2項の規定による承認の取消し若しくは条件の変更又は工事の中止等の命令	○				
	21 同法第39条第1項の規定による報告の徵収	○				
十三 過疎地域自立促進特別措置法(平成12年法律第15号)第15条の規	1 同法第15条の規定による兼用工作物の工事の施行についての他の工作物の管理者との協議及び当該工事の施行命令	○				

定により知事の権限に属するものとされた下水道法に基づく事務	2 同法第16条の規定による公共下水道の施設に関する工事の承認		<input type="radio"/>		
	3 同法第17条の規定による兼用工作物の管理費用の負担についての協議		<input type="radio"/>		
	4 同法第24条第1項の規定による許可及びその変更の許可		<input type="radio"/>		
	5 同法第24条第3項の規定による他の施設又は工作物その他の物件の管理者との協議		<input type="radio"/>		
	6 同法第32条第1項の規定による他人の土地への立入り等			<input type="radio"/>	土木事務所長
	7 同法第32条第9項(同法第38条第6項において準用する場合を含む。)の規定による土地の立入り等による損失の補償の協議		<input type="radio"/>		
	8 同法第33条の規定による許可又は承認に付する条件の決定		<input type="radio"/>		
	9 同法第38条第1項又は第2項の規定による承認等の取消し及び条件の変更並びに工事の中止等の命令		<input type="radio"/>		
	10 同法第41条の規定による公共下水道管理者等との協議		<input type="radio"/>		
	十四 過疎地域自立促進特別措置法に基づく知事の権限に属する事務	1 同法第15条第8項の規定による市町村の負担金額に係る関係市町村の意見の聴取	<input type="radio"/>		

別表第2 下水道課の項を削り、同表河川課の項第2号の次に次の1号を加える。

二の二 鳥取県流水占用料等徴収条例(平成12年鳥取県条例第31号)に基づく知事の権限に属する事務	1 同条例第3条の規定による流水占用料等の減免			<input type="radio"/>	土木事務所長
--	-------------------------	--	--	-----------------------	--------

別表第2 河川課の項第3号中「昭和40年8月」を「昭和40年」に改め、1を削り、2を1とし、同項第8号27中「第35条第2項」の次に「(法第37条の8において準用する場合を含む。)」を加え、同号中27を40とし、40の次に次のように加える。

41 同法第37条の3第2項の規定による一般公共海岸区域の管理について隣接する特定区域の管理者との協議	<input type="radio"/>				
42 同法第37条の3第3項の規定による一般公共海岸区域の管理についての市町村長との協議	<input type="radio"/>				
43 同法第37条の3第4項の規定による一般公共海岸区域の管理に関する公示		<input type="radio"/>			

別表第2河川課の項第8号中26を39とし、25を38とし、同号24中「第31条第1項」の次に「(法第37条の8において準用する場合を含む。)」を加え、同号中24を37とし、23を36とし、22を35とし、同号21中「海岸保全施設台帳」を「海岸保全区域台帳」に改め、「保管」の次に「(法第37条の8において準用する場合を含む。)」を加え、同号中21を34とし、34の前に次のように加える。

32 同法第21条第1項又は第2項の規定による法令違反等の場合における海岸保全施設の改良、補修等の命令 (一) 河川課の項の八の26の(一)により許可したものに係るもの (二) (一)以外のもの				<input type="radio"/>	土木事務所長
33 同法第22条第1項の規定による漁業権の取消等及び損失補償	<input type="radio"/>				

別表第2河川課の項第8号中19及び20を削り、18を31とし、17を30とし、30の前に次のように加える。

29 同法第18条の規定による土地等の立入り及び一時使用並びに損失補償等				<input type="radio"/>	土木事務所長
--------------------------------------	--	--	--	-----------------------	--------

別表第2河川課の項第8号16中「第16条第1項」の次に「(法第38条の8において準用する場合を含む。)」を加え、同号中16を28とし、15を27とし、同号14中「50万円」を「5,000万円」に改め、同号中14を26とし、同号13中「第12条第6項」を「第12条の2第4項」に改め、同号中13を25とし、同号12中「第12条第4項」を「第12条の2第2項」に改め、同号中12を24とし、11を削り、同号10中「第12条第1項」を「第12条(法第37条の8において準用する場合を含む。)」に、「6の(一)又は7」を「河川課の項の八の17の(一)又は18」に改め、同号中10を23とし、同号9中「第11条」の次に「(法第37条の8において準用する場合を含む。)」を加え、同号中9を22とし、同号8中「第10条第2項」の次に「(法第37条の8において準用する場合を含む。)」を加え、「6の(一)又は7」を「河川課の項の八の17の(一)又は18」に改め、同号中8を21とし、21の前に次のように加える。

19 同法第8条の2第1項又は第37条の6第1項の規定による海岸保全区域又は一般公共海岸区域の禁止行為の区	<input type="radio"/>				
---	-----------------------	--	--	--	--

域指定及び物件指定					
20 同法第8条の2第2項又は第37条の6第2項の規定による指定区域等の公示		○			

別表第2河川課の項第8号7中「第8条第1項」の次に「又は第37条の5」を加え、同号中7を18とし、同号6中「第7条第1項」の次に「又は第37条の4」を、「海岸保全区域」の次に「又は一般公共海岸区域」を加え、同号中6を17とし、17の前に次のように加える。

16 同法第6条第1項の規定による主務大臣への意見の提出		○			
------------------------------	--	---	--	--	--

別表第2河川課の項第8号5中「第5条第7項」を「第5条第8項」に改め、同号中5を15とし、同号4中「第5条第6項」を「第5条第7項」に改め、同号中4を14とし、3を13とし、13の前に次のように加える。

12 同法第5条第2項の規定による市町村長が管理することが適当であると認められる海岸保全区域の指定		○			
---	--	---	--	--	--

別表第2河川課の項第8号中2を11とし、1を10とし、10の前に次のように加える。

1 同法第2条に規定する砂浜、地方公共団体の土地又は公共海岸区域としての水面の指定		○			
2 同法第2条の3第1項の規定による海岸保全基本計画の作成	○				
3 同法第2条の3第2項の規定による海岸保全基本計画の作成の際の学識経験者の意見の聴取		○			
4 同法第2条の3第3項の規定による海岸保全基本計画の作成についての関係市町村長及び関係海岸管理者の意見の聴取		○			
5 同法第2条の3第4項の規定による海岸保全施設の整備に関する案の作成		○			
6 同法第2条の3第5項の規定による公聴会の開催等関係住民の意見を反映させるために必要な措置		○			
7 同法第2条の3第6項の規定による海岸保全基本計画の公表及び主務大臣への提出			○		

8 同法第3条第1項の規定による海岸保全区域の指定	<input type="radio"/>				
9 同法第3条第2項の規定による海岸保全区域の指定についての農林水産大臣等との協議	<input type="radio"/>				

別表第2河川課の項第8号の次に次の1号を加える。

8の2 鳥取県海岸占用料等徴収条例(平成12年鳥取県条例第30号)に基づく知事の権限に属する事務	1 同条例第3条の規定による占用料等の減免				<input type="radio"/>	土木事務所長
--	-----------------------	--	--	--	-----------------------	--------

別表第2河川課の項第9号中1を削り、2を1とし、3を2とし、同項第11号15中「第36条第1項」を「第36条第2項」に、「通商産業大臣等」を「河川管理者」に改め、同項第12号中17を削り、18を17とし、同表港湾課の項第5号を削り、同項第6号中「鳥取県港湾施設管理条例(昭和35年4月)」を「鳥取県港湾管理条例(昭和35年)」に改め、同号2中「第6条第2項」を「第5条第2項」に、「1の(一)」を「港湾課の項の五の1の(一)」に、「1の(二)」を「港湾課の項の五の1の(二)」に改め、同号3中「第10条」を「第8条」に改め、同号4中「第11条第1項」を「第9条第1項」に、「1の(一)」を「港湾課の項の五の1の(一)」に、「1の(二)」を「港湾課の項の五の1の(二)」に改め、同号5中「第12条第1項」を「第10条第1項」に改め、同号6中「第13条第1項」を「第11条第1項」に改め、同号7中「第13条第2項」を「第11条第2項」に改め、同号7の次に次のように加える。

8 同条例第12条第2項の規定による占用料等の減免 (一) 港湾課の項の三の2の(一)、3の(一)又は13の(一)により許可したものに係るもの (二) 港湾課の項の三の2の(二)、3の(二)又は13の(二)により許可したものに係るもの (三) (一)及び(二)以外のもの	<input type="radio"/>				<input type="radio"/>	鳥取港湾事務所長
9 同条例第13条第1項ただし書の規定による原状の回復の義務の免除	<input type="radio"/>				<input type="radio"/>	土木事務所長
10 同条例第13条第2項の規定による占用等の原状の回復の検査 (一) 鳥取港及び田後港に係るもの (二) (一)以外のもの					<input type="radio"/>	鳥取港湾事務所長
					<input type="radio"/>	土木事務所長

別表第2港湾課の項中第7号を第6号とし、第8号を第7号とし、第8号の2を第8号とし、同項第9号23中「第35条第2項」の次に「(法第37条の8において準用する場合を含む。)」を加え、同号中23を27とし、20から22までを4ずつ繰り下げ、同号19中「第31条第1項」の次に「(法第37条の8において準用する場合を含む。)」を加え、同号中19を23とし、18を22とし、17を21とし、同号16中「第24条第1項」の次に「(法第37条の8において準用する場合を含む。)」を加え、同号中16を20とし、20の前に次のように加える。

19 同法第21条第1項及び第2項の規定による法令違反等の場合における海岸保全施設の改良、補修等 (一) 港湾課の項の九の13の(一)に係るもの (二) 港湾課の項の九の13の(二)に係るもの (三) (一)及び(二)以外のもの				<input type="radio"/>	鳥取港湾事務所長 土木事務所長
			<input type="radio"/>		

別表第2港湾課の項第9号中14及び15を削り、13を18とし、12を17とし、17の前に次のように加える。

16 同法第18条の規定による土地等の立入り及び一時使用並びに損失補償等 (一) 鳥取港及び田後港に係るもの (二) (一)以外のもの				<input type="radio"/>	鳥取港湾事務所長 土木事務所長
			<input type="radio"/>		

別表第2港湾課の項第9号11中「第16条第1項」の次に「(法第37条の8において準用する場合を含む。)」を加え、同号中11を15とし、10を14とし、同号9中「50万円」を「5,000万円」に改め、同号中9を13とし、同号8中「第12条第6項」を「第12条の2第4項」に改め、同号8を12とし、同号7中「第12条第4項」を「第12条の2第2項」に改め、同号中7を11とし、6を削り、同号5中「第12条第1項」を「第12条(法第37条の8において準用する場合を含む。)」に改め、「1の(一)又は2の(一)」を「港湾課の項の九の4の(一)又は5の(一)」に、「1の(二)又は2の(二)」を「港湾課の項の九の4の(二)又は5の(二)」に改め、同号中5を10とし、同号4中「第11条」の次に「(法第37条の8において準用する場合を含む。)」を加え、同号中4を9とし、同号3中「第10条第2項」の次に「(法第37条の8において準用する場合を含む。)」を加え、「1の(一)又は2の(一)」を「港湾課の項の九の4の(一)又は5の(一)」に、「1の(二)又は2の(二)」を「港湾課の項の九の4の(二)又は5の(二)」に改め、同号中3を8とし、8の前に次のように加える。

6 同法第8条の2第1項又は第37条の6第1項の規定による海岸保全区域又は一般公共海岸区域の禁止行為の区域指定及び物件の指定	<input type="radio"/>				
7 同法第8条の2第2項又は第37条の6第2項の規定による指定区域等の公示		<input type="radio"/>			

別表第2港湾課の項第9号2中「第8条第1項」の次に「又は第37条の5」を加え、同号中2を5とし、同号1中「第7条第1項」の次に「又は第37条の4」を、「海岸保全区域」の次に「又は一般公共海岸区域」を加え、同号中1を4とし、4の前に次のように加える。

1 同法第2条の3第3項の規定による海岸保全基本計画の作成についての関係市町村長等の意見の聴取	<input type="radio"/>			
2 同法第2条の3第4項の規定による海岸保全施設の整備に関する案の作成	<input type="radio"/>			
3 同法第2条の3第5項の規定による公聴会の開催等の措置	<input type="radio"/>			

別表第2港湾課の項第10号中1を削り、2を1とし、3を2とし、同項中第12号を第13号とし、第11号を第12号とし、第10号の次に次の1号を加える。

十一 鳥取県海岸占用料等徴収条例(平成12年鳥取県条例第30号)に基づく知事の権限に属する事務	1 同条例第3条の規定による占用料等の減免 (一) 港湾課の項の九の4の(一)又は5の(一)により許可したものに係るもの (二) 港湾課の項の九の4の(二)又は5の(二)により許可したものに係るもの (三) (一)及び(二)以外のもの	<input type="radio"/>				<input type="radio"/>	鳥取港湾事務所長
		<input type="radio"/>				<input type="radio"/>	土木事務所長

別表第2建築課の項第3号中「(昭和25年法律第201号)」を削り、同項第6号中「鳥取県建築基準条例(昭和47年12月)」を「鳥取県建築基準法施行条例(昭和47年)」に改め、同項第6号に次のように加える。

3 同条例第4条ただし書の規定による掛け地付近の建築物の建築の認定 (一) 鳥取土木事務所及び郡家土木事務所の管轄区域に係るもの (二) 倉吉土木事務所の管轄区域に係るもの (三) 米子土木事務所及び根雨土木事務所の管轄区域に係るもの	<input type="radio"/>			<input type="radio"/>	鳥取土木事務所長
	<input type="radio"/>			<input type="radio"/>	倉吉土木事務所長
				<input type="radio"/>	米子土木事務所長
4 同条例第6条第1項ただし書及び第2項ただし書の規定による特殊建築物等の敷地と道路との関係の建築の認定 (一) 鳥取土木事務所及び郡家土木事務所の管轄区域に係るもの (二) 倉吉土木事務所の管轄区域に係るもの				<input type="radio"/>	鳥取土木事務所長
				<input type="radio"/>	倉吉土木事務所長

(三) 米子土木事務所及び根雨土木事務所の管轄区域に係るもの			<input type="radio"/>	米子土木事務所長
5 同条例第9条ただし書の規定による自動車車庫等の出入口と道路との関係の建築の認定			<input type="radio"/>	鳥取土木事務所長
(一) 鳥取土木事務所及び郡家土木事務所の管轄区域に係るもの			<input type="radio"/>	倉吉土木事務所長
(二) 倉吉土木事務所の管轄区域に係るもの			<input type="radio"/>	米子土木事務所長
(三) 米子土木事務所及び根雨土木事務所の管轄区域に係るもの			<input type="radio"/>	

別表第2住宅課の項第8号中「昭和34年12月」を「昭和34年」に改め、同号4中「連帯保証人」を「保証人」に改め、「及び連帯保証人の省略の認定」を削り、同号4の次に次のように加える。

4の2 同条例第9条第2項の規定による保証人の免除の認定			<input type="radio"/>	鳥取土木事務所長
(一) 鳥取土木事務所及び郡家土木事務所の管轄区域に係るもの			<input type="radio"/>	倉吉土木事務所長
(二) 倉吉土木事務所の管轄区域に係るもの			<input type="radio"/>	米子土木事務所長
(三) 米子土木事務所及び根雨土木事務所の管轄区域に係るもの			<input type="radio"/>	

別表第2住宅課の項第8号5中「第9条第2項」を「第9条第3項」に改め、同号6中「第9条第3項」を「第9条第4項」に改め、同項第9号中「昭和43年3月」を「昭和43年」に改め、同号2の(三)中「、連帯保証人」を「及び保証人」に改め、「及び連帯保証人の省略の事情の認定」を削り、同号2中(十三)を(十四)とし、(六)から(十二)までを1つずつ繰り下げ、同号2の(五)中「第9条第3項」を「第9条第4項」に改め、同号2中(五)を(六)とし、同号2の(四)中「第9条第2項」を「第9条第3項」に改め、同号2中(四)を(五)とし、(五)の前に次のように加える。

(四) 同条例第9条第2項の規定による期日の指定及び保証人の免除の認定			<input type="radio"/>	鳥取土木事務所長
(1) 鳥取土木事務所及び郡家土木事務所の管轄区域に係るもの			<input type="radio"/>	倉吉土木事務所長
(2) 倉吉土木事務所の管轄区域に係るもの			<input type="radio"/>	米子土木事務所長
(3) 米子土木事務所及び根雨土木事務所の管轄区域に			<input type="radio"/>	

係るもの

別表第2住宅課の項第13号2の(一)中「雇用促進事業団法(昭和36年法律第116号)第19条第3項」を「雇用・能力開発機構法(平成11年法律第20号)第19条第3項及び中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律(平成3年法律第57号)第8条第1項」に改め、「第9条第1項」の次に「及び第10条の3第1項第2号」を加え、「分譲住宅」を「分譲住宅等」に改める。

別表第3中

事務処理権限の区分							地方機関等の長の名称	事務処理権限の区分					
知事	専決権者				委任決裁権者			知事	専決権者				
	部長	局長	課長	地方機関等の長	地方機関等の長	部長			部長	局長	課長	地の	

方機関長	委任決裁権者	地方機関の長の名称
	地方機関の長	

に改め、同表水産課の項第1号6の次に次のように加える。

6の2 同法第67条第4項の規定による海区漁業調整委員会への指示	<input type="radio"/>						
----------------------------------	-----------------------	--	--	--	--	--	--

別表第3水産課の項第1号7中「第67条第3項」を「第67条第5項」に改め、同号8中「第67条第5項」を「第67条第10項」に改め、同号9中「第67条第7項」を「第67条第12項」に改め、同号12を削り、同号中13を12とし、14を13とし、15から18までを1ずつ繰り上げ、同項第4号中4を7とし、3を6とし、同号2中「第17条第2項」を「第17条第3項」に改め、「管理計画の」の次に「策定又は」を加え、「認可の申請」を「協議」に改め、同号中2を5とし、5の前に次のように加える。

3 同法第15条の2第1項の規定による保護水面の指定の変更又は解除	<input type="radio"/>						
4 同法第17条第1項の規定による保護水面の管理計画の策定	<input type="radio"/>						

別表第3水産課の項第4号1中「第15条第1項」を「第15条第2項」に、「申請」を「協議」に改め、同号中1を2とし、2の前に次のように加える。

1 同法第15条第1項の規定による保護水面の指定	<input type="radio"/>						
--------------------------	-----------------------	--	--	--	--	--	--

別表第3水産課の項第8号中「鳥取県営境港水産物地方卸売市場の設置及び管理に関する条例(昭和39年3月)」を「鳥取県営境港水産物地方卸売市場の設置等に関する条例(昭和39年)」に改め、同号2中「第5条」を「第40条」に改め、同号中2を22とし、22の前に次のように加える。

18 同条例第37条第1項ただし書の規定による市場施設の現状の変更等の承認					<input type="radio"/>	水産物地方卸売市場長
---------------------------------------	--	--	--	--	-----------------------	------------

19 同条例第37条第2項の規定による市場内での禁止行為に違反した者に対する行為の制止又は市場外への退去等の命令					<input type="radio"/>	水産物地方卸売市場長
20 同条例第37条第3項の規定による市場施設の原状回復又は費用弁償の命令					<input type="radio"/>	水産物地方卸売市場長
21 同条例第38条の規定による市場施設の利用の許可の取消し (一) 関係事業者施設用地に係るもの (二) (一)以外のもの		<input type="radio"/>			<input type="radio"/>	水産物地方卸売市場長

別表第3 水産課の項第8号1中「第3条」を「第36条」に改め、同号中1を17に改め、17の前に次のように加える。

1 同条例第3条第1項の規定による仲卸業務の許可					<input type="radio"/>	水産物地方卸売市場長
2 同条例第7条の規定による仲卸業務の許可の取消し					<input type="radio"/>	水産物地方卸売市場長
3 同条例第8条第1項の規定による売買参加者の登録					<input type="radio"/>	水産物地方卸売市場長
4 同条例第12条の規定による売買参加者の登録の取消し					<input type="radio"/>	水産物地方卸売市場長
5 同条例第13条の規定による附属営業の許可					<input type="radio"/>	水産物地方卸売市場長
6 同条例第14条の規定による附属営業の開始等の届出の受理					<input type="radio"/>	水産物地方卸売市場長
7 同条例第15条の規定による附属営業の許可の取消し					<input type="radio"/>	水産物地方卸売市場長
8 同条例第21条ただし書の規定による自己の計算において卸売を行うことの承認					<input type="radio"/>	水産物地方卸売市場長

9 同条例第22条ただし書の規定による水産物の保管場所の指定 (一) 関係事業者施設用地に係るもの (二) (一)以外のもの		○			○	水産物地方卸売市場長	
10 同条例第22条の2の規定による受託契約約款の承認					○	水産物地方卸売市場長	
11 同条例第27条ただし書の規定による水産物の買入れ等の許可					○	水産物地方卸売市場長	
12 同条例第32条第1項の規定による売買の差止め又はせり直し若しくは再入札の命令					○	水産物地方卸売市場長	
13 同条例第32条第2項の規定による売買の差止め					○	水産物地方卸売市場長	
14 同条例第33条第1項の規定による卸売業者等に対する報告若しくは資料の提出の要求又は事務所等への立入検査の要求					○	水産物地方卸売市場長	
15 同条例第34条の規定による卸売業者等に対する業務又は会計に関する改善措置の命令					○	水産物地方卸売市場長	
16 同条例第35条の規定による卸売業者等に対する業務の停止等の命令又は許可若しくは登録の取消し					○	水産物地方卸売市場長	

別表第3 水産課の項第9号中「昭和57年3月」を「昭和57年」に改め、同号中3を削り、4を3とし、5から15までを削り、同号16中「第45条第1項」を「第28条第1項」に改め、同号中16を4とし、同号17中「第45条第2項」を「第28条第2項」に改め、同号中17を5とし、18から21までを削り、同号22中「第48条」を「第29条」に改め、同号中22を6とし、23から25までを削り、同号26中「第53条第2項」を「第31条第2項」に改め、同号中26を7とし、27を削り、同号28中「第55条第2項」を「第32条第2項」に改め、同号中28を8とし、同項に次の1号を加える。

十三 持続的養殖生産確保法(平成11年法律第51号)に基づく知事の権限に属する事務	1 同法第4条第1項の規定による漁場改善計画の認定		○				
	2 同法第5条第1項の規定による漁場改善計画の変更の認定		○				
	3 同法第5条第2項の		○				

規定による漁場改善計画の認定の取消し					
4 同法第7条第1項の規定による漁場改善計画の作成その他必要な措置をとるべき旨の勧告			○		
5 同法第8条第1項の規定による特定疾病のまん延を防止するための命令			○		
6 同法第10条第1項の規定による立入検査				○	
7 同法第11条の規定による報告の徵取				○	

別表第3漁港課の項第3号中1及び2を削り、3を1とし、同項第4号中1及び2を削り、3を1とし、1の次に次のように加える。

2 同法第25条第1項第3号の規定による漁港管理者の指定	○					
------------------------------	---	--	--	--	--	--

別表第3漁港課の項第4号中4を削り、5を3とし、6から8までを2ずつ繰り上げ、9を削り、10を7とし、11から15までを3ずつ繰り上げ、同号16中「第41条第1項又は第2項」を「第41条第1項及び第3項」に改め、同号中16を13とし、同項第5号1中「第21条第2項」を「第21条第4項」に、「事業完了の認定」を「漁港管理者の指定」に改め、同項第6号を削り、同項第7号中23を38とし、38の次に次のように加える。

39 同法第35条第2項の規定による延滞金の徴収			○			
--------------------------	--	--	---	--	--	--

別表第3漁港課の項第7号22中「命令」を「決定」に改め、同号中22を36とし、36の次に次のように加える。

37 同法第32条第1項の規定による海岸保全施設に関する工事により必要を生じた他の工事等に関する費用の負担の決定		○				
--	--	---	--	--	--	--

別表第3漁港課の項第7号中21を35とし、20を34とし、19を33とし、18を削り、33の前に次のように加える。

32 同法第22条第1項の規定による漁業権の取消等及び損失補償		○				
---------------------------------	--	---	--	--	--	--

別表第3漁港課の項第7号中17を31とし、16を30とし、15を29とし、29の前に次のように加える。

28 同法第18条の規定による土地等の立入り及び一時使用並びに損失補償等			○			
--------------------------------------	--	--	---	--	--	--

別表第3漁港課の項第7号中14を27とし、13を26とし、12を25とし、同号11中「第12条第6項」を「第12条の2第4項」に改め、同号中11を24とし、同号10中「第12条第4項」を「第12条の2第2項」に改め、同号中10を23とし、同号9中「又は第2項」を削り、同号中9を22とし、8を21とし、21の前に次のように加える。

19 同法第8条の2第1項の規定による海岸保全区域の禁止行為の区域指定及び物件指定	<input type="radio"/>					
20 同法第8条の2第2項の規定による指定区域等の公示			<input type="radio"/>			

別表第3漁港課の項第7号中7を18とし、6を17とし、17の前に次のように加える。

16 同法第6条第1項の規定による主務大臣への意見の提出	<input type="radio"/>					
------------------------------	-----------------------	--	--	--	--	--

別表第3漁港課の項第7号5中「第5条第7項」を「第5条第8項」に改め、同号中5を15とし、同号4中「第5条第6項」を「第5条第7項」に改め、同号中4を14とし、3を13とし、13の前に次のように加える。

12 同法第5条第2項の規定による市町村長が管理することが適當であると認められる海岸保全区域の指定	<input type="radio"/>					
---	-----------------------	--	--	--	--	--

別表第3漁港課の項第7号中2を11とし、1を10とし、10の前に次のように加える。

1 同法第2条に規定する砂浜、地方公共団体の土地又は公共海岸区域としての水面の指定	<input type="radio"/>					
2 同法第2条の3第1項の規定による海岸保全基本計画の作成	<input type="radio"/>					
3 同法第2条の3第2項の規定による海岸保全基本計画の作成の際の学識経験者の意見の聴取	<input type="radio"/>					
4 同法第2条の3第3項の規定による海岸保全基本計画の作成についての関係市町村長及び関係海岸管理者の意見聴取	<input type="radio"/>					
5 同法第2条の3第4項の規定による海岸保全施設の整備に関する案の作成	<input type="radio"/>					
6 同法第2条の3第5項の規定による公聴会の開催等関係住民の意見を反映させるために必要な措置	<input type="radio"/>					
7 同法第2条の3第6項の規定による海岸保全基本計画の公表及び主務大臣への提出			<input type="radio"/>			

8 同法第3条第1項の規定による海岸保全区域の指定	<input type="radio"/>					
9 同法第3条第2項の規定による海岸保全区域の指定についての大臣等との協議	<input type="radio"/>					

別表第3漁港課の項第7号を第6号とし、同項第8号1を次のように改める。

1 同規則第6条の規定による工事等の完了の検査			<input type="radio"/>			
-------------------------	--	--	-----------------------	--	--	--

別表第3漁港課の項中第8号を第7号とし、第9号を第8号とし、第10号を第9号とし、同項第11号中「昭和34年4月」を「昭和34年」に改め、同号12中「占用料」を「漁港施設占用料」に改め、同号に次のように加える。

14 同条例第17条第3項又は第4項ただし書の規定による土砂採取料等の減免若しくは分納又は土砂採取料等の返還を要しない事由の認定		<input type="radio"/>				
--	--	-----------------------	--	--	--	--

#### 附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成12年4月1日から施行する。ただし、別表第2経営流通課の項第16号を削る改正規定及び同項に1号を加える改正規定は、平成12年6月1日から施行する。

(鳥取県公有財産事務取扱規則の一部改正)

2 鳥取県公有財産事務取扱規則(昭和39年鳥取県規則第27号)の一部を次のように改正する。

第9条第4項を次のように改める。

4 行政財産の使用許可は、鳥取県事務処理権限規則(平成8年鳥取県規則第32号)に定めるところにより、地方機関の長に委任する。この場合においては、第2項の規定は、適用しない。